

衆議院 法務委員会 議 録 第 四 号

平成十二年十月十七日(火曜日)

午前十時四分開議

出席委員

委員長 長勢 甚遠君

理事 太田 誠一君 理事 杉浦 正健君

理事 山本 有二郎君 理事 横内 正明君

理事 漆原 良夫君

理事 岩屋 毅君 河村 建夫君

後藤田正純君 左藤 章君

笹川 堯君 武部 勤君

平沢 勝栄君 宮澤 洋一君

望月 義夫君 森岡 正宏君

渡辺 喜美君 池坊 保子君

上田 勇君 上川 陽子君

土屋 品子君

参考人

(東洋大学法学部教授) 森田 明君

(国際医療福祉大学教授) 小田 晋君

(東京家政学院大学文学部人間福祉学科教授) 原口 幹雄君

(新庄幼稚園園長) 児玉 昭平君

(医師) 土師 守君

(読売新聞社論説副委員長) 久保 潔君

(川越市立城南中学校教諭) 河上 亮一君

法務委員会専門員 井上 隆久君

委員の異動

十月十七日

辞任

加藤 紘一君 補欠選任

上田 勇君 池坊 保子君

望月 義夫君

森田 明君

小田 晋君

原口 幹雄君

児玉 昭平君

土師 守君

久保 潔君

河上 亮一君

井上 隆久君

同日

辞任

望月 義夫君 補欠選任

池坊 保子君 宮澤 洋一君

上田 勇君

同日

辞任

宮澤 洋一君 補欠選任

加藤 紘一君

本日

の会議に付した案件

少年法等の一部を改正する法律案(麻生太郎君外五名提出、衆法第三号)

○長勢委員長

これより会議を開きます。

開会に先立ち、民主党・無所属クラブ、自由

党、日本共産党、社会民主党・市民連合の各委員

に出席を要請いたしました。いまだ出席されて

おりません。やむを得ず議事を進めます。

麻生太郎君外五名提出、少年法等の一部を改正

する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、午前の参考人とし

て、東洋大学法学部教授森田明君、国際医療福祉

大学教授小田晋君、東京家政学院大学文学部人

間福祉学科教授原口幹雄君、以上三名の方々に御

出席いただいております。

この際、参考人各位に委員会を代表して一言ご

あいさつを申し上げます。

参考人におかれましては、御多用のところ本

委員会に御出席をいただきまして、まことにあり

がとうございます。それぞれのお立場から忌憚の

ない御意見を御聞かせいただき、審査の参考にい

たしたいと存じますので、よろしくお願いいた

します。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、森田参考人、小田参考人、原口参考人の

順に、各十五分程度御意見を述べいただき、そ

の後、委員の質疑に対してお答えをいただきたい

と存じます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委

員長の許可を得ることになっておりますので、あ

らかじめ御承知おき願いたいと存じます。

それでは、まず森田参考人をお願いいたしま

す。

○森田参考人

ただいま委員長より御紹介いた

されました森田でございます。

私は、現在、東洋大学の法学部で、未成年者保

護法という、少し幅の広い、子供と少年一般に関

する法律問題の研究をずっと続けておりまして、

少年法の歴史的研究がその一つのテーマでござ

います。

今回、ここにお招きいただきましたまして、自分の研

究の一端を明らかにせよと。私がお話しできるこ

とは、歴史的な角度から少年法を見るということ

が非常に重要ではないかと、自分なりに勉強して

おるものですから、多分、私に課せられた任務は

それであるということから来させていただきます次第

です。

十五分と伺いましたので、これはもう私どもに

とりますれば一種のサーカスをやるようなもので

すので、非常に悩みました。原稿をつくったら、

これは確実に失敗します。レジュメがなければい

かぬし、レジュメはまた余り少な過ぎても困るし

というところで、時間を合わせて全力を投球いたし

ますが、どうぞその趣旨をお酌み取りいただけれ

ばありがたいと思います。

一応、お手元にお配りいたしましたレジュメと

資料に沿ってお話を申し上げます。

少年法の場合、特にこのところ数年間、議論

が非常に活発に行われておるわけですが、歴史を

見ますと、さかのぼっても昭和二十三年、一九四

八年の現行法成立の時期以降の問題ですね。これ

はこれで非常に重要な問題を我々に提出してまい

りますが、実は日本の少年法というのは、研究と

いう方からさかのぼりますと、少なくとも明治四

十年、一九〇七年までさかのぼりませんと全体像

が見えてこないという独特の構造を持っておるも

のであります。

敗戦ということで不幸にしてこの間が切れてお

りますけれども、実は御承知のように、家庭裁判

所は少年審判所、少年院は矯正院、かつての司法

保護委員制度は保護観察と、パーツは全部同じで

すね。しかも、実務も全部同じです。変わったの

は、家庭裁判所をめぐって手続構造がある意味で変

化して、理念がある意味で変化した。したがいま

して、我々が持っている少年法の歴史的遺産とい

うものを、そのプラスもマイナスも含めて、今後

何をそこから酌み出せるかというときには、戦前

の四十年史を外してしましますと大事な根っこを

落としてしまう、私はこのように思っております。

以上のような角度から、戦後と戦前の両方につ

いて、その特徴を主として一点ずつお話し申し上

げて、今日の法改正問題あるいは今日起こっている

少年問題というのが一体どういう構造と歴史の

中にあるのだろうかということについて多少のサ

ジェスチョンをきょう私がお話しできれば十分だ

と思っております。

まず、現行少年法の成立、つまりここ五十年の

歴史のところについて一点だけ、最初の立法時に

伏在していた問題という観点からお話し申し上げ

ます。

もう御案内のことは多くございますので、現

行少年法が成立した時点、つまり昭和の方で申し

ますと昭和二十二年の二月から昭和二十三年の七

月までの一年半、この時期に少年法が成立する、

ある種の疾風怒濤の時代があるのですが、そこで起こった問題が今日にどういう形で尾を引いているのか、こういう問題ですね。

昭和二十二年の二月に、G H Q のセーフティーセクションのバーデット・ルイスという、これは大変優秀な学者ですが、日本の司法省保護課に対して「少年法改正意見」という非常に簡略なものを提示いたします。これは、以下三つの点で、根本的に我が大正十一年少年法に變更を迫るものであった。これは教科書にみんな書いてある。

私の順番で整理いたしますが、一点目は、少年審判所を裁判所にする。二点目は、新しくできる少年裁判所は全少年に対して管轄権を持つ。今でいうと全件送致というものです。つまり、事前の検察官による振り分けは許さない。三点目は、刑事裁判所に送致することのできる年齢を十六歳以上にしろ。この三点についてまず議論が起こるわけでありまして、この中から一年半の間にどういう形で少年法案ができていくか。

順次プロセスを追うことはここではできませんが、最初の半年間は司法省保護課はかなり懸命なバーデット・ルイスに対する抵抗をするわけですね。それについてはデータのにもある程度残っておりまして、私が自分の研究に使いましたものとしては、二十二年の五月と六月に、お手元にあります。一少年法の改正草案に対するルイス博士の提案についての意見、これは今回の改正と関係のある部分を一点抜いてまいりましたけれども、以下のような文章が出てくるわけです。出典は私の著書と、もしあえて引くとすれば家庭裁判月報だと思えます。

ずっとあります、反論書の中ですね。年齢の部分ですが、ルイスは刑事責任年齢を上げろと言ったわけじゃない、送致することを許さぬということです。「これは、一六歳未満の少年に対しては絶対に刑罰を科さないことであって、つまり刑事責任年齢を一六歳以上に定めたことになるわけである。我が国においては、一四歳を刑事責任年齢を定めて約四〇年に及び、その間、この点につい

て少しも世間から批難をうけ、又実務上不都合を感ずるようなことはないのであって、このことはこの刑事責任年齢が国民にとって適当であることを意味するであろう。従って、今、これを直ちに一六歳に引き上げることは、我が国の実情に照して、妥当でないと思われる。」これは非常な不合理であるという抵抗をするわけです。ダブルスタンダードになってしまふ。

これに始まるような論争がここで起こるわけですが、私はバーツはみんな残っていると申しましたが、何しろある意味では手続上の大改造ですので、この部分はさほどデイスカッションが起らずに、結局新法の中に現在のような形で定着するという経過をとったようです。事はどさように、アメリカ、G H Q の理想とした少年法と、実はこれは少年法ではなくて少年裁判所法なんです、これが決定的に違うわけでありまして。

少年法という場合には、保護と刑罰に両翼に任らみをする、刑罰という意味は少年用の刑事責任、それと保護処分の両にらみをするというスタイルなんです。少年裁判所法と申しますのは、刑罰とは一切遮断された、ある意味で児童福祉的な箱の中で少年の犯罪も扱えるんだという、これはある意味でアメリカ的な理想主義ですね。

ですから、少年法である少年裁判所法であるかというのとはとても重要であります。最後までこの名称では問題が残りましたが、とうとう少年法として成立いたしました。つまり、その意味では、旧法の改正という形で、旧法の構造を大幅に引き継ぐ形で現行法が成立するわけです。

一点だけ特徴を申し上げます。今申し上げました、冒頭に出しましたバーデット・ルイスが提起した提案は、アメリカ型の児童福祉型、あるいは私はここでは児童福祉政策的保護とも申し上げましたが、あえて言うとなればこういう理念。この中身は、十八歳未満は一切大人ではないんだから、大人というのは十八歳以上、十八歳未満は子供という。アメリカでは日本語で言う少年、青少年というコンセプトはないの

です、チルドレンまたはアダルトであります。チルドレンはノンクリミナルである。したがって、そのチルドレンを扱う少年裁判所がクリミナルなことをやっていいわけがない、これは論理的にはある程度筋が通っているわけです。

その面から見ると、日本法というのは少年という中間層をねらっているわけです。まずそこに一つずれが生じていたわけですが、この非常に多端な時期にそんな細かいことをだれも考えられない。起こったところを連想するしかなかったわけですね。

以上のような児童福祉政策的な保護に基づくアメリカ少年裁判所の構想、これを向こうのラテン語を使いまして、よくパレンス・パトリエと申します。パレンスというのはベアレント、パトリエは祖国、国は最後の親である。児童福祉的なわけですね。つまり、パレンス・パトリエの福祉裁判所の中に少年を取り込んだモデルを提案した。

ところが、日本は、少年をそういう福祉少年には広げない。福祉少年という意味は、具体的に言えば孤児、浮浪児、被虐待児、これがアメリカの少年裁判所のメーンターゲットなわけです。そこへ犯罪少年を突っ込んだ格好になってます。日本は、いや、そうじゃないのだ、そんな児童福祉の少年の群れが町にあふれている実社会ではなかった。戦後はちよつと別ですよ。したがって、犯罪少年を軸とした刑事手続を保護にスライドした構造を日本はとりたい。今から考えますと、このずれが当初から非常に激しく起こっていた。理論的にこういう整理はなされておりましたが、五十年たつとこの点の問題がよく見えてくるわけ

です。ですから、それをあえて言えば、学術用語を使いますと刑事政策的保護と申します。刑事責任が前提になっている。十四歳以上は犯罪なんだ。これに対して法がどう対応をとるかということになれば、どうしたって刑事責任を問うということ。一方の軸に据えなければならぬ。そうじゃなかったら、刑事政策立法にならない。しかし、保

護ということは限りなく追求さるべきであるというのが日本法のスタンスであったわけですが、ルイスの目から見ますと、お話し申しましたように、十八歳未満の少年に対して刑罰を追求しておる、これはけしからぬという、誤解というか、つまりここでは大変な文化接触の問題が起っておるわけですね。

そういうわけで、でき上がった少年法案は非常にもしろい法案になった。というのは、日本側の立法担当者、我々の先輩です、固有名詞を挙げませんが、E 教授は、今でも当時の書かれた文章が残っておりますが、自分たちはとにかくこの裁判所を刑事的な裁判所として構成することに全力を注いだ。ということは、裁判所の管轄権の中に孤児、浮浪児、遺棄児を入れたら困る、これは民事でやってくれ、この点だけはと何とかして抵抗しようとするのでした。検察官先議とかいふような問題は、外堀は落ちますけれども、最後の内堀は。

そして、そこは不思議なことに、抵抗が聞かれたからではなくて、当時起こった別なハプニングが幾つか重なることによつて、何と少年法は少年裁判所法として制定されずに、つまり犯罪少年、準犯罪少年を対象とした少年法として制定されました。これは現在の三条ですね。

そして、一条をよく見てみますと、あそこには健全育成のもとに刑罰と保護というのは二つのツール、手段として設定されておりますが、これは大正十一年少年法の構造がそのまま生きておる。そういう骨格はそのまま生き延びる結果になった。つまり、刑事政策立法の骨格は生き延びる。ただし、手続の構造の中には、ルイスが、アメリカ側が強く主張した、つまり、中は一切ビューニティ、責任追及とてあってはならない、なぜなら我々は国の親として責任能力なりなんなりが全くない子供たちに児童福祉的な保護を加えるんだという。

したがって、現行法の成立時に起きていた問題を一言でまとめますと、一種の混合立法である。

つまり、刑事政策的保護という維持された骨格に児童福祉政策的保護という、つまり手続過程から一切の責任を問う契機を削除した手続が接ぎ木された形になっているわけです。

これは、もちろん最近になって、五十年たつて距離がぐっと出ますから見えてくることですが、実はかなり早い時期に、日本の家庭裁判所の実務の中で十年ほどたちますと自覚されます。

これ以上ここではお話しできません。ただ、この骨格と手続の間のずれというのが戦後の少年法改正論争と呼ばれるものを引き起こしてきた源泉であつたわけでありまして、そして、今のずれが、あるいは接ぎ木の部分がたとへて接がれていないところ、例えば非常に保護的な、児童福祉的な手続を予定した中で刑事的な対応が起きてしまつたと少年審判自体がストップしてしまつた。それが去年の政府原案ですね。つまり、事実認定に対して検察官の関与を入れるという構造をとらなきゃならないという。

あるいは、先ほどの十六歳未満は送致していいか悪いかという問題については、実は、少年の若干凶悪犯罪が少なければ、当初のようにあの議論はしないで済んでいた、五十年間それで済んできた。しかし、刑事政策的保護対児童福祉的保護の間に根本的な、根本的というか不整合とずれが本来含まれていて、それがぱっくり穴をあける、こういうことが今日起きているのであつて、法構造としてはそう慌てた話ではないと言つてちよつと語弊があるかもしれないが、そういう問題が一つございいます。私は、この問題をどう理解したらいいかと。

現在、私の結論は、やはり刑事政策的な保護というのを我々はもう一遍本気で考えなきゃいけない。これはやはり保護なのです。保護なのですが、児童福祉的保護とはやはりどこかで線が引かれた保護というのを考えなきゃいけないというところに立ち至つていて、うっかりするとこれは失敗する危険が高い領域だと思ひます。そのときに、ヒントになると思ひますのは、何

といひましても、大正十一年に日本がアメリカの影響を受けながら自前でつくり出した大正十一年少年法だと私は思ひます。これは第一に、非常に手近なところにある日本人の経験として、しかし、単なる過去の経験ではなくて、現在の実務の中に、あるときには隠れた形で、時にははつきりした形でずつと生き延びているあるメカニズムがあるわけであつて、これはある意味で、もう一度自覚して掘り出すことを通して今後のことを考える必要があるんではないかと思ひます。

この特徴を一つだけ申し上げて、私の話はこれでおしまひになるのですが、ルイス提案の背後にありましたアメリカ法との対立とか対話というのは、戦後起こつたことじゃなかったのです。歴史を見てみますと、実は、明治三十三年の時点で感化法という法律ができましたが、この時点で、アメリカ法に対してどう対応するかということに真剣に日本の立法者は悩んでゐる。

そして、大正十一年に成立する、私はこれを大正十一年法と申します、旧法というよりもむしろ生きたものと思ひますので、成立するいわゆる旧少年法といひますのは、先ほどお話ししましたアメリカのパレンス・パトリエ理念を十分煮詰めた上で、それを日本的に換骨奪胎する。つまり、児童福祉的なあのモデルを、そのエッセンスをとりながら、実は刑事政策的な保護の枠組みへ全部移しかえるという作業をしているのです。これはもう大変な作業で、私、この研究のために十年没頭いたしました。飽きたことがなかったです。つまり、ある種の血沸き肉躍る話があつて、少なくとも学者の冥利といひるのはこんなところにあるのだと思ひます。それは東西の比較、それからドラマの展開という点で。

結局、換骨奪胎のできた作品といひるのはどんなものだったかといひて、これもたくさんございしますが、一点だけお話ししておきます。戦後、大変悪評の高い検察官の事前振り分けシステムというのを一つとってみますと、それがよく出てまいります。検察官が事前振り分けするから

あらはビユーニティブだ、責任主義的だといひるのは、これは先ほどのルイス・メッセージからよくわかります。しかし、もう一步考へて、これは刑事政策立法なんだといひたら、どうして検察官のそういう事前振り分けはいかぬのだからといひうことになる、日本法は、実は保護をゴールにするわけであつて、保護を純化して、少年審判所で保護手続を行ひたい。つまり、少年が否認したり余り重大犯罪少年が入らない形でないといひ保護の純化手続がつくれません。そのために、万やむを得ないし、また社会がこれでは許容しないといひ犯罪少年に対して、検察官の事前振り分けをやる。私が調査いたしましたところでは、二十五年間の実務の中でのデータでございましてから大体の概数しか出ませんが、検事局取扱数の大体二・八%が少年用の刑事手続へ送致されてゐます。現在は、逆送りといひて大人の世界へやつてしまひます。これはアメリカ型です。

大正十一年法は、中間の少年用の刑事手続といひうのを持っております。そして、ここから少年刑務所という制度を持っております。二・八%のうち二〇%は検事の手元で保護的に処遇される。つまり、保護をゴールとすればするほど、実は責任といひ要素が刑事政策としては一方に出てこなきゃいけない。しかし、日本法のゴールは保護なんだと。

お手元にあります資料三をちよつとごらんいただきました。これが大正十二年一月二十七日に司法省から全国の検事局に出された、どういふ振り分けの基準にするのかといひガイドラインで、これは後の少年法を全部貫きます。そして、見事な、これにびたつと合つた数字が出てきます。「少年法及矯正院法実施相成候二付テハ、同法ノ精神ニ鑑ミ」これは保護といひこととす。ただ、保護と当時は呼びません。真ん中の「少年法案理由」をござんいたいただきますと、当時は「教育」といひ言葉を使ひます。これは現在の健全育成とびたつと同じなんです。

現在、健全育成といひのは、ともすると刑罰を排斥する概念としてとらえられておりますが、健全育成と教育といひのは、達成する手段として保護処分と刑事処分があるといひのが日本の少年法の基本的パターンです。この教育あるいは保護といひ精神から見れば、やたらに起訴してはいかぬのだ、二つのパターンだけ考へておけ、つまり、「到底改後セムルノ見込」がないような少年、改後といひうことがかきなんです。保護のためには改後が必要だ。

もう一つは、一般警戒、これは現在でいひますと一般予防あるいは公益的見地からの少年の責任といひう言ひ方もあります。一般警戒のために刑の執行をしなれば社会がバランスがとれない、その場合には保護を犠牲にしても一般予防あるいは一般警戒を全面に出さなきゃいかぬ、こういう場合があるからその部分だけは気をつけろ、これは起訴しなきゃならぬ、しかし、そのほかについては起訴してはいかぬといひこととす。いかぬといひう言ひ方ではございせんが、法にはその条文が出てまいります、審判所へ送れと。

このときからくりを、ちよつと一言だけ。次の誓約書をござんください。これは検事の手元で、どちらかといひば微罪少年が、先ほどの審判所へ送らないでも済むような場合ですが、こゝういふ誓約書を書くわけ。此度悪い事を致し申訳ありませぬ。御情により一時御許し下されまことと有難う存じます。此後は必ず心を入れかへ御教へを守つて決して悪い事は致しませぬ。今茲に堅くおちかひを致し後のため此の書面を差出します。これに引受書がついていひます。

そうすると、つまり事実をまず自認しなければならぬ。それだけじゃなくて、それについてある改後の状態を示さなければならぬ。それが検事とのあるお情けの関係、今でいひうとお情けといひのは嫌なニュアンスがありますが、ある情緒的な人間関係と云つていいと思ひます。これを介する中で、実は検事が同時に訴追官ではなくて、それならおまえ、今回は頑張つてみる、ただし、私の

顔も三度までだぞという形で審判所へ送るわけですが、あるいは手元で保護する。

これは、当時の実務家の言葉を代表いたしますと、鬼面仏心というのです。鬼の面に仏の心と。鬼面仏心が一人のパーソナリティーの中に共存していることが非常に重要な点だと。それをやらないうと、刑罰へ突っ走るか保護へ突っ走るか、分極してしまふ。

ここまでお話しできれば、私のあらはほぼ達したことになる。旧法の中で、これは何も少年法だけが作り出したのではない、むしろ日本の法文化の深いところにあるものが、少年法という形で浮かび上がっている。しかも、このパターンは現在でも実務の中に僕は生きていると思います。ただし、今の検察官の振り分け権というのは、戦後、もう悪代官が何か悪いことをしているような感じがちょっと出ましたから目にはよく触れてまいりますが、よく見ますと、家庭裁判所の実務の中に、調査官がやっている試験観察の中に、審判不開始の中に、あるいは、私は実は十五年ほど現場の保護司のお仕事を少し手伝っているのですが、まさにそういう中にこの鬼面仏心の構造というのは生き延びているわけです。

これは、アメリカで一方で物すごい勢いのパレンス・パトリエが進み、片方では大変な刑事化が進むという、両極分解を起こさないバランスメーターを持っているわけで、「おわりに」ということの意味は、もちろん、今日起きている事態は、最初にお話ししましたように、立法のスタートラインにおいて生じていたある接ぎ木のひずみの部分を我々は五十年たつて刈り取っているんだ。その意味で、刑事政策立法として少年の責任ということを考えなきゃいけないことはもう五十年の課題である。しかし、それはあくまで刑事政策的保護という枠組みの中で我々は考えていかなきゃいけない問題でありまして、下手をしますと、アメリカ法は一九七〇年まではあの理想主義的なパレンス・パトリエで走っている、ルイス先生が日本にこれがいんだと言った。ところが、

七〇年を超えたら、アメリカ法はまっしぐらに今度は刑事司法へ向かって走り出した。我々は理解できないわけですね。鬼面仏心というのは、両またにかかっていきます。アメリカは鬼面仏心だったわけですね。それに挫折するわけですね。あるいは、当てにならない、信用できない、何だ、少年裁判所というのは偽善の集団じゃないかと鬼面仏心になってしまふという危険があるわけですね。

日本法が恐らく今心しなければいけないと私が歴史の過程から考えますのは、今の日本法はちょっと鬼面仏心ばいところがあります。先ほどお話ししただけではございません、刑事政策立法の枠の上にアメリカ法の手統が乗っかっていて鬼面仏心へ転化しやすいという力学が入っているんだということを歴史的に頭に入れたら、大正十一年から現場で実に蓄積されて今日にまで生き延びておる鬼面仏心の構造というものをもう一度、掘り起こすというよりもはつきりさせるということが僕は必要でないだろうか。

今回御議論の法案、申し上げる時間がもうなくなりましたけれども、例えば年齢を下げるというのは、もう当初の宿題がどうしてもそうなってきたので、十四歳に下げたから、鬼面仏心でいくのならこれは十四歳少年を刑務所へ入れますよ、しかし鬼面仏心構造ではそうじゃないわけですね、鬼面が表に出るだけなんです。

二十条二項の修正というのは、ちょっと日本の法のお家芸のパターンからどうなんだろうかというのを私は感じます。ただし、まだ拝見したばかりですので、何とも決定的なことを申すことができません。御質問があればお答えしたいと思います。

大変時間もオーバーいたしましたので、私が申し上げたことは、今の九十年史の問題であります。御参考にしていただければありがたいと思います。終わります。(拍手)

○長勢委員長 ありがとうございます。

次に、小田参考人をお願いいたします。○小田参考人 本日は、お招きいただいて恐縮でございます。存じ寄りを述べさせていただきます。

本日の午後の法務委員会の審議では、神戸幼女・小学生連続殺人事件の被害者土師淳君の父君、山形マツト殺人事件の被害者の父君児玉昭平さんの両父君が参考人として出席して、遺族の立場から参考人陳述を行うことになったようでありました。ようやくここまで来たかというのがこの報道を聞いた国民の大多数の意見だろうと思います。少年法改正について、平成十二年六月にテレビ朝日の「ニュースステーション」が行った電話調査では、少年法のより厳しい方向での改正を望む世論は九三％に達しておりました。どの調査でも、八〇％を割っているものはありません。これは、本年に入ってから衝撃的な少年事件の影響であるとはいえないのでありまして、新情報センタリーが長崎功子氏の依頼によって平成十年に行った調査では、全国千三百五十人の成人中、現行少年法を寛大過ぎるとする者が七五・一％、改正すべきだとする者は七三・六％に上っていたのであります。

おおよそ、一般の国民の沈黙の多数派、政治的にはこれはサイレントマジョリティーというんでしょうが、その声と少年法学者、弁護士団体、一部の精神科医、教育評論家、一部大新聞の論説など、識者と称する人たちのような、これは政治用語ではないので私の造語ですが、声高な少数派、ノイジーマイノリティーの声がこれほど根本的に食い違っている争点は少ないと思います。

では、多数国民の意見は理性を欠いた感情的な発言にすぎないのか。過去四十年間、医療少年院、少年鑑別所の技官として、あるいは精神鑑定人として、及び犯罪精神医学研究者として、実務と研究に携わっていた経験から、現在述べられている論点について検討してみたいと思います。まず、個々の事件をとらえて少年法の改正を論

じるのは短絡かということです。少年による凶悪事件を契機にしてこの問題が論じられていて、法制審議会少年法部会が問題を提起してから既に四半世紀以上を経過しています。そのたびに、いわゆる識者の声ばかりが大きく報道されて、問題点は封印されて、有効な対策は封じ込められてきました。決して唐突に浮上してきた問題ではないんです。

第二に、少年犯罪はふえていないという報道が、最近、キャンペーンとして多くなされているんですが、第二次世界大戦後、少年犯罪は、二十六年をピークとする第一波、三十七年をピークとする第二波、五十八年をピークとする第三波、これを記録しております。そのたびに、第一波より第二波、第二波より第三波とピークが高くなっています。平成八年以来の第四波はまだ上昇の傾向にあつて、これを現時点で阻止する必要があるのです。

さらに、この改正案は、少年犯罪全般に対して重罰を企図するものではありません。犯行が重大で、被害者及び遺族の打撃が深い事件について条理にかなった処分ができないという現状に対応するのが主眼であります。しかし、改正によって、少年犯罪であっても、従来のように二十歳になるまで何をしても大丈夫という少年犯罪に対するいわば自由通行証を与えられているという錯覚を少年たちから取り去るという、信号作用というんですが、そういう効果は十分に期待できると思います。

それから、改正案は少年法制定の趣旨に反するかということなんですが、反対論の立場に立つ者は、現行少年法制定当時の立法、運用に携わった学者、家庭裁判所関係者、矯正職員等のうち、改正反対の立場に立つ人たちの数を捜し出してこのような発言を引き出して、これらの人々の意見を聞けと主張するのですが、しかし、その一人である元家庭裁判所の判事さんは、現行法が、GとHの中のリベラル派によって、米国でも行われていないほどの無罰主義の実験を行おうとしたものである

という経緯を図らずも明らかにしています。

現行法が参考としたと思われるのはイリノイ州法であり、一九八〇年代の少年非行の激増、悪質化に伴い、各州は統々と法改正を行って、少年犯に対する強硬政策、タフポリシーと彼らは呼んでいるようだが、に転じています。

我が国の場合、昭和二十年代の少年非行対策は、戦災孤児、貧困、周囲の理解欠如、欠損家庭等、まず理解と保護が必要であるとされたんだ。そういうことには理由があるのですが、その後の情勢変化、つまり少年非行が年少化して、一般化して、そして思春期が早発化して、例えば十三歳でも従来だったら十七歳で起きたような犯罪が起きる。それから、青少年犯罪の原因が快楽追求的、愉快犯的、劇場犯罪とあって、むしろ犯罪が報道されることが本人にとって快楽であるという犯罪になっておりまして、これらは保護一点張りの方法にはなじみにくいと思います。

さらに、少年たちは成人以上に情報人間化していきまして、これはもうITの普及なんかを見てもよくわかりますが、この程度の行動に対するどの程度の処分があるかという相場にはむしろ成人以上に敏感です。

それから、少年の心を理解し、カウンセリングを導入することはもちろん必要ですが、重大犯罪を起こしたような事例では、事後に検討してみても、例えば神戸小学生・少女殺傷事件が典型的ですが、従来の、一般的なカウンセリングの方法では犯罪を防止できません。児童相談所でのカウンセリング執行中に土師淳君の殺害が起きております。これは法改正を伴う専門の方法が必要で、現行法をそのままにする口実にカウンセリングの必要性を持つてくるということは妥当とは言えません。

非行少年を安易に刑事罰にして、刑務所に送って刑務作業をさせる、これは一種の切り捨てじゃないかというのは時に専門家からさえ聞かされる意見ですが、これも実情を見ている意見であるというところはできません。一般に非行生活を重ねた上

で收容されることになる特別少年院と、場合によっては初犯で、しかも重大犯罪を犯した者が收容される少年刑務所では、後者の雰囲気は格段に穏やかであります。收容期間が長いために十分な処遇が可能であることはよく知られていました。

例えば、岡山県長船町で発生した、十七歳の高校生による金属バットを用いての母親と下級生の殺傷事件の場合、特別少年院送致という処分は、恐らく本人にとって最も残酷な処遇で、少年院の方が本人の心理状態を酌み取っての専門的な処遇ができるという家裁決定に対する賛辞が寄せられたのですが、実は、家裁が検察官の逆送意見を無視して、一連の重大な少年事件についてあたかも意地になってでもいるように不送致決定を続々と出しつつあることについてのいわば改正反対派の勝利宣言だ、それにすぎないと言ってもいいと思います。

重大事件についての原則逆送の規定は修正されるべきか。この意見はあるのですが、しかし、この規定は今次改正案の背景で、この点を欠いては今次修正案はほとんどその意義を失うと言っても過言ではありません。法制審議会、植松正部会長は少年法部会が少年法改正案をまとめた際、少年非行に対する検察官先議の是非をめぐって最高裁家庭局と法務省との間に所轄の争いが生じ、改正反対運動の中で家裁関係者の中に意識変化が行われていたとおぼしいのです。検察官の送致意見と家裁の決定がはさまりに開いてくる傾向は既に始まっています。

例えば、昭和五十七年ですが、検察官は年長少年の殺人、強盗事件、凶悪事件について四六・五％の検察官送致意見をつけ、家裁は二〇・二％についてこれを認容していますのに、平成十年では、検察が二四・二％について逆送意見をつけているのにすぎないのに、家裁は、これは年長少年で、しかも殺人と強盗なんですけれども、八・二％しかこれを認容していません。つまり、一九九〇年代後半に、検察官は、これを幾らつけてもむだだというので検察官送致意見をつけるものの

比率を急激に引き下げているのです。にもかかわらず、家裁による認容数は上がっています。名古屋家裁は、あの五千万円恐喝事件の主犯格の少年でさえ中等少年院送致、つまり、これはせいぜい一年ないし長くても二年で出てくるのであります。そういう処分にしています。

殺人、強盗のような凶悪犯についても、年長少年の結局一四から一七％しか正式裁判を受けていません。殺人、強盗を犯しているのに、実はその半数前後が少年院にさえ送られることなく、そのまま社会に出ていくのです。とりわけ、おやじ狩りと呼ばれる強盗傷害事件に対する処分が法外に軽いのは、家裁が非行進捗とされる独善的な概念を用いて、おもしろ半分をやったという非行少年を見逃すのが少年保護だとしてきたからではないでしょうか。

一連の重大な少年犯罪が多発し、それについての処分が軽過ぎます。少年法自体、保護主義に凝り固まっている上に、その運用そのものが、世間の憤激や被害者の怨念に少しでも耳をかくすのは古風な応報主義だとする少年法学者や家裁関係者などの、いわば現行制度になじみ過ぎた人たちの主張に操作されてきたからではないでしょうか。僕はこういふ人たちは家裁マフィアと言っています。改正少年法によって少年非行を実際に減少させるためには、家裁そのものの再検討、関係者の再教育が必要になってきているんじゃないかと思っています。

厳罰主義は犯罪を減少させないかという問題なんです。厳罰主義は犯罪を減少させないことはあたかも自明のように言われているのですが、それはたとえどんな権威の口から出たものであっても、どんな尊敬すべき方がそのことをおっしゃっていても、最近の犯罪研究の結果も実践も無視した考え方です。米国の事例で最も顕著だったのは、犯罪のるつぽであったニューヨーク市の市長選で、前の連邦検事であったルドルフ・ジュリアーニが当選した

後の変化です。彼は犯罪、非行に対するタフポリシー、強硬政策を採用することを公約して、それを実践しました。実は、米国の精神医学や心理学の学説はそれ以前から水面下で変わっています。従来多く唱えられていた欲求不満攻撃説、つまり欲求不満があるから人は攻撃に出る、欲求不満を取り除くべきであるという力動心理学的な、精神的な考え方だったのですが、これは衰退して行きます。一般に精神物理的な考え方が衰退して行動主義が表に出てくるのですが、人間はその行動によって期待される正のインセンティブ、これは賞ですね、それから負のパニッシュメント、罰によって支配されるという行動主義心理学の方が優勢になりました。

ジュリアーニ市長は行動主義心理学者のブローケン・ウインドー・セオリを採用しました。つまり、ガラスにハンマーで一撃を加えて都会に放置しておきますと、例えばビュイックのような上等な車を放置しておきますと、その車はあっという間に略奪されてスクラップになります。窓に一撃を加えなくなると、いずれ車に盗に遭います。まずこの車からやられる。窓の小さな穴がより大きな穴を呼び込むのでありまして、犯罪についても同じで、懲罰と摘発が犯罪を制するといふので、ニューヨーク地下鉄の落書きやかつぱら、おやじ狩り行為など、少年がよくやる軽い犯罪に対しても一斉検挙が命じられたのであります。

これは従来のリベラル派の少年犯罪とは正反対の方針でありますけれども、これによって少年犯罪も凶悪犯罪も、そして犯罪一般も急減しました。殺人事件は、ピーク時の一九九六年は二千二百六十二件あったのが、九八年には三分の一強の六百二十件。ジュリアーニ市長は、ニューヨークは人口百万人以上の都市の中で最も安全であると胸を張っています。その結果、郊外に脱出したミッドルクラスの都市へのUターン、観光客の増加で税収も増加し、市の財政は黒字に転じています。犯罪率の低下は、麻薬の封じ込め、警官の増員、

連邦、地方政府の犯罪撲滅への強い政策が背景にありますし、その効果は全米に波及しておりまして、米国は一九六〇年代の社会の安全性を回復しつつあると言われています。

それから、やはりこの「だけでは論」というのが問題なんです。

この期間は米国では、一方では、米国民統合の象徴であるアメリカの政治学者が言うところの大統領、そのころはクリントン大統領なんです。が、そのスキヤンダルに注視していた時期でありますし、当時のギングリッチ下院議長が指導するアメリカの約束という政策で福祉予算の少々乱暴な削減が行われた時期でした。

これらはいずれも望ましくないことであることは確かですが、犯罪・非行対策だけでは犯罪はなかならない、大人がまず身を慎むことが大事だという「だけでは論」に対する反証にはなり得るだろうと思います。大人が身を慎むことも、福祉的な社会をつくることも、それ自体望ましいことであるかも知れませんが、理想的な社会ができるまで非行対策はむだであるというのではかえって社会の崩壊と解体をもたらします。福祉社会のウェーデンでは、犯罪白書によりますと、人口当たりの犯罪率は実は先進国中最も高いのであります。犯罪、非行、触法精神障害者に対する対策はそれ自体として行わなければならない。タフポリシーはそれ自体有効であるということが示されました。

米国における少年数の減少を犯罪・非行率の減少は上回っています。経済の好況に原因を持っていくことも実はできないのです。好況によって減るのは窃盗を中心とする財産犯であります。少年犯罪、凶悪犯は減らないというのは従来の通例で、今回はそういうことはなかったのであります。

今後の問題点なんです。与党三党は、低年齢化をする少年犯罪と対応して、十分な捜査と処遇が行われるように、刑事罰可能な年齢を十四歳に引き下げることを提案していらっしゃいます。

思春期が早発化して、それによる少年犯罪の様相が変化しています。これは十三歳の少年の犯罪が統制した二、三年前の状況を考えると、これは児童自立支援施設、厚生省管轄、旧教護院の現況でそういう凶悪な少年を処遇することは非常に困難であるということに配慮して、この困難であるということは私は自分で診察して知っています。下限の年齢は十三歳でもいいと思われまして、精神医療が必要な事例に入院や通院の義務を課するという医療的保護観察の制度を導入することも望ましいと思われまして。

犯罪の責任を自認させ、自覚を促すという意味で、少年法の二十二条「審判は、懇切を旨として、なごやかに、これを行わなければならない」という規定を改正するというのは極めて妥当なものです。厳正かつ和やかにと修正した方が望ましいと思われまして、六十一條の実名報道禁止の規定を、特に公益上必要であると考えられる場合を除いてと限定する案も検討されることが将来考えられると思います。

何より重要なのは、被害者及び遺族から檢察審査会法に基づく請求ができ、それによって、檢察官不送致となった事例を含めて再検討の可能性を開いておくことでしょうか。被害者保護といっても、それはカウンセリングの名のもとに、被害者を言いなだめて復讐心理を捨てさせるものにするかえられてはなりませんし、情報を与えられても、それに対して遺族はそれ以上何もできない、手も足も出ないというのでは、被害者遺族の無念と歯ざしりの種は増すばかりだからです。

どうもありがとうございます。(拍手)

○長勢委員長 ありがとうございます。

次に、原口参考人にお願ひいたします。

○原口参考人 東京家政学院大学の原口でございます。

私は、昭和三十三年に京都家裁の家裁調査官に採用されて、以後三十六年間、家裁調査官として勤務いたしました。ただいまの小田参考人によれば、家裁マフィアの一員であって、再教育が必要な一人かも知れませんが、よろしく願ひいたします。

平成六年の三月に最高裁の家庭審議官を最後に退職しまして、同年四月から、家族紛争あるいは子供の問題などの相談を受けております家庭問題情報センターの理事をし、そして同じように、慶応義塾大学法学部で刑事政策を担当する非常勤講師をしております。そして昨年の四月から、現在の東京家政学院大学人文学部人間福祉学科の教授となりました。本日は、長年家裁調査官として少年事件実務に携わってきた経験と、それから、その後、外から家裁や少年非行を眺めてきたというところで、若干意見を述べさせていただきます。

初めに、家裁調査官の紹介と少年審判手続における家裁調査官の役割ということについて御説明をいたしたいと思ひます。

家裁調査官は、主として心理学、社会学、教育学等の人間関係諸科学を専攻した者から採用されます。そして、家裁調査官研修所というところで一定期間の養成訓練を受けて、各家裁で家事事件あるいは少年事件の調査実務を担当するという仕事でございます。

家裁が少年事件を受理いたしますと、裁判官は家裁調査官に調査命令を出します。家裁調査官は、少年の性格、日ごろの行動あるいは生育歴、家庭環境、そういうことについて専門的な知識を活用しながら調査をいたします。そして、時には家庭訪問をしたり、学校で先生とお話をしたり、あるいは職場の雇い主とお話をしたりしながら、その結果を報告書にまとめ、そして意見を付けて、いろいろな照会の回答書と一緒に裁判官に提出いたします。裁判官は、それを見て、そして審判廷で少年、保護者に会った上で最終的な処分をするということになります。

このように、家裁調査官は、少年事件の受理の段階から、時には処分後の少年の動向視察、少年院に行つてその後少年がどうなっているかという

ようなことを観察したりして、全過程に家裁調査官は関与しているということが言えると思ひます。

次に、最近の少年非行の状況について感じていることを述べさせていただきます。

最近、非行に至る動機その他において一見理解できないような重大事件が相次ぎましたために、社会の人々が、少年に対して、子供に対して不安や恐れや、場合によっては怒りなどを抱いておられる状況になっていると思ひます。しかし、これは即少年非行が凶悪化しているということではないのではないかと考えます。

その理由をこれから申し上げますが、私が若手の家裁調査官として勤務しております昭和三十

四、五年ごろは、殺人、強盗、強姦等のいわゆる凶悪事件というのは、年間に八千二百件以上ございまして、それがどんどん減りまして、現在では四分の一以下の千七百件ぐらいで推移していると思ひます。それから、殺人事件をとりましても、当時は四百件近くございましたが、これも急激に減りまして、現在では五十件程度で推移していると思ひます。

さらに申し上げますと、犯罪事件を家庭裁判所に送致する手続として、簡易送致という手続がございます。これは、家裁と檢察庁と警察の三者が協議して、一定の基準を満たす軽微な事件については、家裁に少年や保護者を呼び出すとかその他保護的な措置を一切しないで、事案軽微ということとでそのまま審判不開始にして処理するという約束のもとに送致される事件でございますが、これは、昭和それから平成に入るとは数%からせいぜい一〇%台で推移しておりますが、平成六年度に急に二九・七%に上昇いたしました。そして、さらに四年後の平成十年度には四一・九%まで上昇しております。この間、いわゆる軽微な事件で家裁が何もしないでもないという約束のもとで送致された簡易送致事件は、四年間で約二万八千人も増加しております。これは、この四年間で一般事件がふえた、ふえたと言われたんですが、

それをはるかに上回る事件、つまり、少年事件の増加というのはこの簡易送致事件がほとんどであった、それが、少年非行が増加したというふう

は、長期にわたって保護観察所あるいは少年院等

で個別的に指導、教育が行われた結果、自分の

はしないだろうというふうに思います。

に言われていくわけでございます。

最近、世上を騒がせているような少年の事件の

目的を達成するためには、真に、本当に非行のな

その責任を自覚させ、適正な処分をすることが少

これらことから、少年事件全体が凶悪化して

以上、述べましたように、少年の凶悪犯の減

そこで、裁定合議制度について触れますと、現

したがって、非行事実の認定に困難を来すよう

次、年齢区分と処遇選択について申し上げます。

家裁における処遇選択は、一般には、認定され

このような場合、裁判官はほかの裁判官とデ

したが、最近、被害者の方から処分結果の問

家裁における処遇選択は、一般には、認定され

次に、事実認定手続の整備の必要性について申

裁判官としては、客観的な事実認定を行うため

ただ、最近、被害者の方から処分結果の問

もちろん、家裁も司法機関でございますから、

私は、家裁調査官として、大体五千件ぐらいの

側面から見て、裁判官は、少年事件の被害者

また、被害者の方に対する配慮についてござ

す。
今回、法律案が成立して、審判結果の通知だと
か記録の閲覧とか意見陳述について法律上の根拠
ができれば、その趣旨を十分踏まえて、家裁とし
て被害者の皆さんの気持ちに十分こたえられる
ように運用していくものと思います。

それから、保護者に対する措置でございますが、
少年非行の原因や背景に親の養育態度だとか
親子関係の問題があることは、御提案の趣旨に全
く同感であります。家裁では現在もある程度保護
者に対する働きかけを行っておりますが、これま
では明文の規定がなかったということもあって、
必ずしも十分ではなかったかなと思います。今後
は、立法の趣旨に従って、これらの措置を一層
充実させることができるであらうと期待されま
す。

長年家裁で働いてきた者として、やや我田引水
的なところ、自画自賛的なところがあつてお聞き
苦しいところもあったと思いますが、家裁に対し
て、国民の期待があるとともに、厳しい目に向け
られていくということも承知しております。私が
本日お話ししたことが、家裁の調査、審判の現状
に関する御理解、あるいは今後の審議にお役に立
てればありがたいと思います。

説明を終わらせていただきます。(拍手)

○長勢委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○長勢委員長 これより参考人に対する質疑に入
ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。岩屋毅君。

○岩屋委員 自由民主党の岩屋毅と申します。よ
ろしくお願ひいたします。

きょうは、大変お忙しい中、森田先生、小田先
生、原口先生、それぞれ時間をお割きいただきま
して、また、それぞれのお立場から貴重な意見を
賜りまして、まことにありがとうございます。
この少年法の改正というのは、まさに国民的関

心事、国民の皆さんは極めて高い関心を持ってお
られると思います。私の地元の大分県でも、先
般、十五歳の少年が顔見知りのお隣の一家六人を
次々と殺傷するという事件が起こったばかりであ
りまして、これまで、ともすれば少年犯罪という
のは大都会で、これはちょっと語弊があるかも知
れませんが、隣の人は何をやってるかわからな
い、そういう地域でこういう凶悪犯罪が起こるも
のではないかとというふうに考えておつたのが、本
当に田舎の山村の、だれもが顔を知つていてとい
うところでもそういうことが起こつたということ
で、非常に衝撃を受けているところであります。
本日は野党の皆さんにも出てきていただいて、
恐らく野党の皆さんの言ひ分にも聞くべきところ
があるかと思ひますので、まさに全国的、全
国民的な議論をしてから改正をすべきだと思つて
おりますので、そのことは私は非常に残念に思つ
ておりますが、しかし、私どもの立場としては、
できるだけ深い考察をして、今国会で成立をせし
めたいというふうに思つているところであります。

きょうは、三先生のお話それぞれ、最初に森田
先生は大正十一年法、旧少年法のお話をなさいま
して、平たく申し上げれば、あれは非常にできが
いい、バランスのとれた法律だつた、そこにアメ
リカ法的な物の考え方が入つてきて、木に竹を接
ぐような形になつた、今回の改正で、そのゆがみ
を正して、いいバランスになつていくのでは
ないか、こういうお話だつたというふうに受け
とめたのですけれども、そういうような解釈でよ
ろしいのか。

そして、なおかつ、今改正が済んでも、先生と
してさらに御注文というか、ここが懸念される
ところ、ここが心配されるというところがある
ば、ちょっとお聞かせをいただきたいと思ひま
す。

○森田参考人 先ほど申し足らなかったことを聞
いていただいたものですから、大変正確に御理解
いただいております。

私は、アナクロニズムではないのでありまし
て、ノスタルジーを言っているわけではなくて、
日本人の経験の中に、あそこには我々の文化の深
いところにおりているものがあるから、これはあ
る意味では日本の宝として生かさにやいかぬとい
うくらいの気持ちには持つておるということです。
それから、現実の少年実務の中に生きているとい
うふうに申し上げました。

ただ、今回の法案で最後に一点、私はちょっと
留保をつけたのですが、もし今度の二十条二項の
修正が行われるのだとすれば、今後やはり相当根
本的な、つまり私、実はこれで日本の少年法が
バランスが回復されるのは全然思えないのです。
むしろ現在起きている問題に対する非常な対症療
法という面はだれも否定できないと思うんです
ね。この二十条二項の修正型で物が終わつてし
まつたら、これは日本法はアメリカ化してしまう
危険があるということをちょっと話させてくださ
い。

八〇年以降アメリカで起きてきた動きは、翻訳
しますと、少年たちに断固たる措置をとれ、彼ら
はけだものだ、だから大人の世界へ切り落とせ
と。つまり、子供の世界から大人の世界へ捨て
ちゃうわけです。このときの手続が逆送制度なん
です。日本法は、もともとは逆送などという制度
はとらなかつたのです。子供に対しては、保護で
受けとめると同時に責任を問わせるという形で受
けとめていたわけですね。私は、ここに一つ問題
があるともともと思うわけです。逆送制度という
ことをどう考えるべきか。

その観点では、やはり逆送というのは自明の、も
う動かせない前提だと考えて地方裁判所にやっ
ちやうんだという構造自体が、実は今御案内をい
たしましたアメリカの児童福祉法から出てきた
メカニズムである。今日起きておりますアメリカ
法は、かつてはこれは例外的だよと言つていた。
ところが、八〇年以降これがメーンになつてき
ちゃつたのです。
例えばシカゴの伊利ノイ法を例に挙げますと、

パブリックハウジングといひまして、割と経済的
に恵まれない、ヒスパニックとかが住んでいる大
きなビルがばあつと建つていてところがありま
す。このあたりは、もちろん犯罪が非常に起こ
りやすい、実際に起きている。そうしますと、自
動的移送、日本語で言ひますと原則逆送なん
です。これは警察に自動的移送を要求するスタ
イルですが、パブリックハウジングから百ヤード以
内を歩いている何歳から何歳までの少年で、ポケッ
トにガンが入つていた場合はオートマチックにト
ランスファーして、彼に刑事罰を科せ、彼は必ず
プリズンに入れるという。つまり、非常に機械的
なメカニズムをとるわけですね。行為に対して必
ず、目には目、歯には歯をという、これが大人
の世界の話だと。

僕は、日本法はこのパターンじゃないのだと思
うんです。それをさっき鬼面仏心という形で申し
上げています。伝家の宝刀抜くべからずというの
が、その前に、保護の人間関係を何とか
つくり出して、しかし、抜くときは断じて抜く
というのではない、刑事政策立法としては片手落
ちになつてしまふ。その部分が恐らく戦後法から
落ちたと思ひます。

この二十条の原則逆送、私はあの規定が、まだ
拝見したばかりでどうもよくわからないです。あ
れは、型としてはむしろ四十一條の後ろにくつ
いてくる、十六歳以上の少年については例外的に
検察官に直接に起訴する起訴便宜主義を与えると
いう方が何となく素直な感じが旧法から見えてい
くところですが、それをむしろ裁判官に与える
ところ、どうも鬼面仏心の構造がとれていな
いのです。恐らく、そういうふう運用するのは
難しいと思ひます。なぜか。第二十條の初めが裁
量規定になります。前項の規定にかかわらず送ら
なきやいかぬというわけですから、これは相当に
きついですね。そして、いや、これには例外が
あつていいんだとくると、非常にこじれた規定
のように見える。これはアメリカのトランス
ファーシステムとは違ひますが、ちよつと似た部

分がある。

しかし、もしこの規定で今後いくのだとすれば道がないわけじゃないので、私は、旧法が、あるいは日本法が持っていた構造、つまり子供を大人の世界へ切り捨てるという構造はとっていないんだ、子供は大人とは違う子供なりの刑事責任を問うんだということになれば、家裁が、例えば今一階で保護審判をやる、二階で少年用の刑事手続を自分たちがやるんだという方向が必要となるように思われます。二階でのきついおきゅうと一階でのやわらかいおきゅうということでしょう。

実は保護処分と刑罰の間は、そんなに天国と地獄のような違いがあるわけじゃないのです。つまり、二つの刀を持って、鬼面仏心というのは私は二つの刀と申しましたが、一種の二焦点的な構造をとって、場合によっては切りかえるという構造をとるのであるならば原則逆送の制度でもつような気がしますが、今の構造のままでどんどん地方裁判所に少年が流されていくとなれば、アメリカ型のトランスファーに似てくる。アメリカはこれは子供捨てと言いますね、これはやはり日本人が非常に危惧することになるのではないだろうか、そういう問題が含まれていると思われまます。刑事政策立法として責任の観点が復元することは大切だとは思いますが、やはりアメリカの悪い、前車の轍は踏んではまずいというのが私の一つの主張であるわけです。その点をぜひ御理解いただきたい。まだ立法論としてはいろいろ出てくると思ひます。

○岩屋委員 ありがとうございます。

ただ、後で原口先生にもお伺いしますが、二十条二項の原則逆送というのは、これまでの家裁の雰囲気からすると、あえてそこに、重大犯罪については原則というところで踏み込んでおかないと、ちょっと私はまた緩くなってしまうような懸念も持っているものですから。

時間がないので、ちょっと先を急ぎたいと思います。

小田先生、ありがとうございます。森田先生

は鬼面仏心ということを使われましたが、何とな小田先生は鬼面鬼心のお話だったのかな、ちょっと誤解があるかもしれません。

つまり、この議論をやっているときに盛んに反対論者から言われるのは、いわゆる厳罰化は犯罪抑止にはつながらないよ、減らないよ、これが反対論のかなり中核になってくるわけですね。ところが、先生からお話しいただいたように、アメリカで実際タフポリシーというのが効果を上げたというところもあるわけで、私は、そういう可能性というものを決してなくはないというふうに思っている者の一人なんです。

というのは、後で伺いますが、先ほど原口先生から、決して少年犯罪はふえていくわけではない、凶悪化しているわけではないというお話もございました。ございましたが、最近の凶悪犯罪、犯行の動機が、愉快犯のであったり快楽追求型であったり劇場犯のであったり、まさに小田先生おっしゃったように、欲求不満があるから犯罪に及ぶというんじゃないで、そういう犯罪行動を起こしたときにプラスとマイナスどっちが大きいのか、余り大したことにならないんだたらやってみよう。人を殺したかったから殺したんだ、実際にそう言い放った少年もいたわけでありまして、そういう傾向というのを考えてみたときに、小田先生おっしゃるタフポリシー的な物の考え方も必要なのではないかな。つまり、犯罪を犯すことによって、どう考えても明らかにマイナスの方が大きいという法を用意することも一つの対処方法なのではないかなと思つて小田先生のお話を承らせていただいたんですが、いわゆる反対論者の厳罰化に対する批判について、もう一度先生のお考えを承りたいと思ひます。

○小田参考人 私は別に鬼面鬼心を否定するものではないです。というのは、少年にとつて一番いいのは犯行を犯さないことなんです。もし犯して、最近の少年たちはしら切り、ごね得、口裏合わせという言葉をよく使いますが、それで結局処分をされずに免れたりしたとしたら、その瞬間

にもう彼らの道法精神は崩壊しているわけであつて、それが一生を通じて彼らにいい教育的効果を及ぼすとは思えない、これは教育にも保護にも値しないということですね。

それは結局、家庭裁判所が、非常に多くの不送致事件があるから、それがふえたから、少年が凶悪な事件を犯していない、少年犯罪は実は減っている、ないしはそんなにふえていないという理屈は本末転倒でありまして、現在の家庭裁判所の方針が、要するに、少年を保護観察にさえしない、そのことが少年の権利と少年の将来の更生を維持するゆえんだというふうにお考えになっていらっしやうて、そうして再犯も減っているじゃないかというの、実は、本来初めの時点で処分されるべきものが処分されていなくて、かなり大きな事件になってから初めて処分される、そういう感じになっているんじゃないか、それが実感であります。

これは私の身辺で知っていることですが、いわゆるおやじ狩りの被害に遭った場合、結局少年が少年院にさえ送られていない、場合によっては鑑別所にさえ入れられていない、不処分で済んでいるというケースが結構多い。あるいは、遊びであるから非行深度が深くないというのがどうも家裁の調査官の先生たちの多年にわたる経験から得られた結果のようですが、実は少年たちに、これは信号作用と申します、少年の間は何をやっても無事だ、暴走族の場合は暴走族応援団というふうな人たちがいます、そういう応援団からの拍手もわくというふうなことで、暴走行為とか、あるいはおやじ狩り行為という。

そういう犯罪は、家庭裁判所の調査官の先生から見ればさぞかし軽微な行為なのでありましようが、現実には被害を生じますし、少年たちのモラルを崩壊させている。つまり、少年たちをわなにかけて、より重大な犯罪に入るまでのバリアがなくなるといふ意味では、実は不親切な制度なんじゃないか。少年の更生、保護ということを場違いに言い立てている。要するに、少年に手を出さない

のが更生だと、私たちは思っていないと言われども現実にはそういうことになるような運用がなされているということについて言うと、これは決して仏面仏心でもなくて、こういうのは仏面魔心と言ひます。

それにより日本の社会が崩壊していくこと、実は一九七〇年代以来のいわゆる全共闘、新左翼の理論によるとそれは望ましいことなので、そういうことに少年保護の体系全体が影響されているとしたら、僕はそんなことはないと思ひますがと一応申し上げておきますが、ゆゆしいことであると思ひます。

○岩屋委員 ありがとうございます。

時間がなくなってきたので、最後に原口先生にお伺いしたいと思います。

先生は長いこと家裁に実際かかわっておられて、また今現在外からも見られるということであつて、あえて言えば仏面仏心のお立場からのお話だったかなと思ひますけれども、ただ、今回の立法の一つの動機になりましたのは、例えば山形マッド死事件のように、事実認定をめぐってあそこまでこじれていく。これは一体、家裁の審理というのは本当に信頼に値するものか、こういう国民の皆さんの御批判、不満というのもあったと思ひますし、そもそも少年に対する処遇がやはりちょっと甘過ぎるのではないか、こういう見方もずっとあったと思ひます。

今回の改正案について、先生は、おおむねいろいろな点については妥協ではないか、こういうお話だったと思ひます。今回の改正が成った後、家裁が今回の立法の趣旨にのつとめて、今まで以上に国民の皆さんの御期待にこたえられるものになつてほしいなと思ひますが、実際にその中でお仕事をされてきた先生のお立場から、今改正案の予定されるという期待されるべき効果について、最後にちょっと話していただければありがたいのですが。

○原口参考人 これが行われた場合にどうなるかというの、はちょっと予測がつきませんけれども

も、ただ、さっきの厳罰化というのが、私は刑事処分だから厳罰化ということではないというふうに考えております。

といいますのは、私の実務経験の中で、十七、八歳の子供が少年院に送られそうになりますと、調査官にぜひ刑事処分にしてほしいと頼む例は、これはかなりございます。それは、刑事処分になれば執行猶予で自宅に帰れるというふうなことです。それで、そうは問屋が卸さないということの中で、少年院送致の決定になるということもかなりございますので、刑事処分イコール厳罰、まあ厳罰の定義にもよりますけれども、保護処分もかなり厳しい処分であるというふうに、そういう意味では、仏の顔をして鬼のようなところに送られる、鬼のようには言いませんが、そういうこともございます。

今度の法改正が行われたときにどうなるか。先ほどから出ております、処分が甘いのではないかと、検送率が少ないとか、あるいは少年院送致が少くないというのは、先ほど御説明しましたように、一般事件の半数近くは、家庭裁判所は何もなくていいという簡易送致事件なんです。そうすると、残りで通常の処遇が行われるというようにすることも関係しているのだと思います。

ちょっと話がそれましたけれども、私は、立法の趣旨に沿って、家裁が運用していくだろうというふうに思います。

○岩屋委員 どうもありがとうございます。終わります。

○長勢委員長 参考人に申し上げますが、大変恐縮でございますが、質問者の質問時間が限られておりますので、答弁はなるべく簡潔にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

漆原良夫君

○漆原委員 公明党の漆原でございます。

きょうは、三人の参考人の先生方、本当にありがとうございます。森田参考人に三とお伺いしたいんですが、第一点は年齢問題でございます。

刑法で刑事責任能力は十四歳、少年法では刑事処分の可能年齢を十六歳としている。こうなった理由について少し詳しく述べていただきたい。第一点でございます。

第二点は、先生が日経新聞でリレー討論された新聞を読ませていただきまして、少年法の責任と保護の関係について、「いわば厳父として少年の責任を持たせ、慈母として保護を加える」という考え方を追求してきたのが、明治末以来の日本の少年法の基本的スタンスです。そして「保護と責任を相互補完的に考える伝統が、日本の少年育成の思想の中にあります」というふうに指摘されております。

そこで、少年法が保護が責任かを二者択一の関係としてとらえるのではなくて、相互補完的にとらえているということについての御説明をもう少し承りたい。

第三番目は、改正法は、少年に責任と自覚を促すという観点から、刑事処分可能年齢の引き下げ、そして一定の重大犯罪について原則逆送の制度を設けております。これに対して、少年法の保護主義に反するという非難が、批判がなされておるわけでございますが、この少年法の保護主義という観点から見ると、今回の改正法案の御意見を承りたい。

この三点でございます。

○森田参考人 簡略に申し上げます。

まず、年齢問題です。いきさつについての御質問ですが、これも先ほど申し上げて、資料の一部分だけではいささか不十分かもしれませんが、つまり、アメリカ法は、十八歳未満はチャイルドだ、十八歳未満はみんな保護で直らなさいいけな、こういう児童福祉理念だったわけですね。ところが、アメリカ法には妙な避雷針と呼ばれるものがついておりまして、十六歳、十七歳に關しては、本当は保護で直らなさいいけな、ただ、例外的に大人の世界へはうり出していい、というものが、一九二〇年ごろからだと思えますが、できてくるんですね。これは理論からすればおかしい。

しかし、現実との妥協だとよく言われました。なぜか。非常な凶悪犯罪少年が少年裁判所で審理されて、しかも保護だということになると少年裁判所はつぶれちゃうということで、これは一つの解釈ですが、私の理解では、避雷針としての移送制度であったわけですね。

こういう形で、アメリカでは十六歳という年齢が出てきたわけですね。これが全米標準裁判所法一九四三年版の六条というのに出てきた。先ほどのバーデット・ルイスが日本に、これでいったらどうだと強いサジェスチョンを加えたものが、今の全米裁判所基準六条でありました。これは動かしちゃだめだ。これがいきさつですね。

ですから、その限りではアメリカ法の児童福祉理念と日本の刑事政策的理念の間のずれが埋め切れなまま児童福祉理念が現行法に定着してしまっただけ。この点について、これ以上日本側が抵抗した形跡はありません。なぜか。ほかの点が余りにも大きかったからです。というところで第一点は御理解ください。後でも個人的にお聞きくださいれば幸いです。

第二点の御質問ですが、これは私は久しく勉強しております。おもしろい部分で、厳父慈母というのは、これは日本に古くからある言い方で、保護と責任がどういう、むしろ相互補完性についての御質問だろうとは思っています。

歴史データを一つだけ申し上げてみますと、先ほどお話ししたように、アメリカ型のパレンス・パトリエが明治三十三年に入ってきました。これは日本人に物すごくアピールいたします。ところが一方で、それは批判を生み落とす、甘過ぎるんじゃないかと。つまり、日本人はアメリカ法に対して相異なる、相反する、しかし両方とも正しいんだとか思ふ感情を持つんですね。これが厳父慈母としてあらわれてくる。

例えば、明治四十一年に小山温という当時の監獄局長は、非常にアメリカ的な処遇をした刑務官たちの面前で、少しく申してみたいのは、我々は同情は必要だけれども、犬や猫のように子供をか

わいがつちやいけな、心ある人間としてかわいがれ、愚母がその寵児に対するものであつてはいかぬ、厳父がその子に対するものであれと。つまり、彼の頭の中には厳父慈母というキーワードがあるわけですね。これはコンセプトとしてはずつとあるわけです。

これがどういう形で今度は相補性を持つかという点ですが、これはもう先ほどお話しした中に出てまいります。つまり、大正法ですと、年長重罪少年の場合、必ず検事の手に行かなきゃいけない、あとは直接今のうちに全件送致で済むわけですが、その場合には、少年の前方には、ある意味では少年刑務所が見えてくるわけですね、少年刑事手続が見えてくるわけですね。これはやはり、非常に怖い壁ではあるし、鬼面なわけですね。

ところが、これがあつたことによって、検事のトレーニングが非常によくできて、少年の依存、日本語で言うところの甘えと言った方がいいのかもしれないが、これを引き出すことができると、少年が、いや、済まなかった、今度は頑張りますから今回は勘弁してくださいというシチュエーションに人間関係をつなぐことができる。

これが、検事の足元を見る、なめるやり方ではなくて、純粹に出るためには、やはり後ろ盾が必要なんです。これがあつたことによって依存が出てくるし、依存があることによってこれが成り立つという、両方が客観的には二つあることによつて、つまり、保護というのは、保護だけのパイが広がったらしい保護になるんじゃないかと、保護というのはそのカウンターパートがあることで保護が本当に生きるんだ、こういうことを申し上げたかったし、また、これが現実であつたし、ともすると仏面仏心に我々流れがちなのでありまして、実務家はよほど気を付けなさいかぬ。私は、保護観察の現場ではもう始終失敗します。

それから、改正法であります。もう私が今申し上げたことから結論が出ちゃっているんですが、年齢引き下げの方は、保護主義というのを、つまり刑事責任を排斥する児童福祉の保護主義と

いうふうにつかまえるのであるならば、これは論理的に反するのでございます。しかし、少年法というのは犯罪少年を対象とした法律ですから、刑事責任ということから逃れるわけにはいけません。だから、それはある程度少年に対して問うていくということが必要になる。そういう意味での刑事政策的保護ということが必要になると思います。多分御質問の向きは、そうではない保護主義かなど。

やはり、刑事政策的保護のバランスを回復する方向へ向かうべきでしょう。だとすれば、私は、立法時の当初に持っていたダブルスタンダードのずれというのは解決して、そう大きな問題は起きないと思います。日本法には鬼面仏心の伝統がありますから、厳罰主義でないですから、十四歳の子供をみんな刑務所へ入れることはまず一〇〇％ないと思います。これが一つ。

それから、ただ、二十条のただし書きについては、ちょっと先ほどお答えしたのと同じですが、これはある意味ではアメリカ型の、行為があったら必ず処罰せよ、つまり起訴強制で、今度は検察官には訴追裁量権がありません、現行法のままです。これは、下手をすると、アメリカの例が一番いいんですが、処罰はどうしてもしなきゃいかぬというのを推し進めていきますと、まず社会全体が非常に冷笑的になる、保護なんというのはないんだ、それから将来がないんだと。アメリカの裁判所へ見学に行きますと、これがすごく満ちているように僕は思います。

やはり両面というものがあって、原則は責任なんだということが必要だと思えますので、間違っているとは思いませんが、二十条二項の修正ができると思えば、手当てをしなきゃならない法条項というのが実は少年法の中に相当数あるというのが私の理解でありまして、あれだけで済んじゃう問題じゃないだろうと。

今の部分はちょっと御質問の向きにびたっと答えなかったと思いますが、御了解いただけないでしょうか。

○漆原委員 小田参考人にお尋ねします。

きょうのペーパーの中に医療的保護観察という言葉が出てきております。先生前に書きになった「最新精神医学」の中にも、やはり同じく医療的保護観察の制度を導入した方がいいんだという趣旨の、少年法の改正についての提言の中に載っておったかなと思うんですが、この中身をどんなふうに先生お考えになっているのか、この辺を御説明願いたいのが一点と、それから、諸外国でこういう医療的保護観察という制度が行われているのかどうか、その辺のお答えをお願いしたいと思います。

○小田参考人 私の学術論文まで読んでくださって、ありがとうございます。

医療的保護観察というのは、家庭裁判所が少年事件に、この場合、少年事件がコンテキストです。からそう申しましたが、これは少年事件の少年に、出所後、通院の形で、または入院の形で精神医療を受けるということを言います。この場合、普通の精神保健福祉法のコンテキストとどう違うかと言いますと、ある程度の強制力がありまして、通院を怠ったり、あるいは服薬を怠ったりしますと、これは最近の医学用語では契約違反という言い方をするのでありますが、コンプライアンスが悪くなるという意味ですが、その場合は例えば矯正施設への戻し収容を可能とするという制度であります。

例えば、神戸小学生及び幼女殺人事件の場合でも、もし司法精神医学に精通している精神科医が、あの少年が幼女を殺すところの前に、彼の友人が彼の暴力のために転校した、あるいは猫をたくさん殺していたという情報を得た上で治療をしていたら、例えば持続性向精神薬を注射することによって、猫でとめていたと私たちは言っています。

それから、酒鬼薔薇事件などの場合ですが、日本以外の国ではすべて、持続性の男性ホルモン抑制剤の使用が異常性犯罪者に対する治療の常識になっていきます。出所後、こういう制度を採用する

ということ、で、外来通院によって軽微なうちに重大犯罪への発展を予防し、または再犯を予防することが可能だと思えます。

米国では、一部の州では、コート・マンディール・トリートメント、つまり法廷によって命じられた治療、あるいは司法取引としての治療、そういうことが行われていますし、大体、外国の場合、日本以外のすべての国では、ほとんどの先進国では、要するに、刑事裁判所で責任能力がない、あるいは限定されているというような場合は、刑事裁判所または刑事裁判所の委託した委員会によって司法精神病棟に入院させられるという制度があります。

これは日本では、法務省がかつて御提起になりましたときに、これは保安処分である、ナチスの政治犯に対して行った制度と同じだという奇妙な反論がなされて、実現していないんですが、これはこのコンテキストじゃありません。

要するに、少年事件について、先ほど言った、ある意味では国が保護者になるというような意味の治療を行って、再治療と同時に——いわゆる普通の精神医療では現実的には犯罪を予防するという意味の精神医療はほとんどできません、その技術は日本ではなかなか発達していません。それから、そのことに踏み出しますと、精神医療としては分を越えたことであるというような批判がなされますので、むしろ再犯防止あるいは犯罪の進行防止という意味合いからの医療が導入されれば、特に重大な性犯罪者などについて言えばかなり高率のものについて予防ができる、社会適応させることができると思っています。

○漆原委員 最後に、原口参考人にお尋ねします。

長い間調査官のお仕事をされてきた経験からいろいろのことを述べてもらいましたが、今回の改正法で、裁定合議制導入それから検察官関与も導入ということで、今まで携わってこられた審判のありようが本当にさま変わりするんじゃないかな。三人の裁判官がいて、検察官がいて、そして

また弁護士である付添人が出る、そういう意味では、刑事の合議の法廷と同じような構造ができ上がるわけですね。

今まで、裁判官と少年、調査官と少年、付添人と少年という人間関係の中で少年事件を審判してきたんですが、こういう新しい制度の導入によって審判のありようが大きく変わるんじゃないかというふうに懸念される向きもあるんですが、これに対して御意見を賜りたいと思います。

○原口参考人 検察官が関与する、出席する事件というのは本当に限られた、事実認定について争いがあるというふうなものに限られるだろうと思います。

それで、裁判官が合議で三人で審判をされるということでも、必ずだれかが主務者という形で、少年に対する質問とかそういうことをされると思っています。それから付添人も、少年法ができて五十一年の歴史がございますが、弁護士たる付添人の方々は、家裁における付添人の役割というものを物すごく理解をいただけるようになっていまして、本当に家裁の審判の協力者という形で付添人をしていただいております。検察官についても、私は、やはり少年法の理念のつとめた審判の協力者という立場であって、刑事裁判における検察官とは違う立場で出席していただきたい、また、そういうふうな運用になっていくだろうというふうに思っております。

それから、一対一でやる方がいいのではないかなというふうなお話もござりますが、今、重大事件につきましても、調査官の方も、共同調査という形で二人ないし三人で共同で調査をしております。それも主務者を決めて、そしてほかの人はいろいろの助言をしたり相談に乗ったりする、あるいは手分けをして調査するというふうな形でやっております。また、共同調査をすることによって、少年への教育的な効果が薄れるとかそういうことはないように思っております。

○漆原委員 以上で終わります。三人の先生方、

大変ありがとうございました。

○長勢委員長 上川陽子君。

○上川委員 21世紀クラブの上川陽子でございます。

本日は、参考人の諸先生方には、大変貴重な御意見を賜りまして、本当にありがとうございます。十五分という時間で、早速質問に入らせていただきます。

まず、森田先生にお伺いいたしますけれども、少年法の歴史ということでお話がございました中に、今回の法案の柱の一つ、二つになっております被害者の問題と少年の保護者の問題ということにつきましては今お触れにならなかった点でございますけれども、今回の制度の中にその二つの要素が組み込まれるということにつきましては、過去の歴史の中で考えたときに、どのように評価というか、あるいは考えたらいのかということについて、御意見をお願いいたします。

○森田参考人 今の点は、必ずしも私は歴史の中で詰めてみたわけではございませんが、少年法では今日のような形で被害者問題が出てきたということとはなかったと思います。

むしろ、少年法のプリンシプルというのは、凶悪犯罪を除きますと、少なくとも中程度以下の犯罪については社会がとにかく我慢しろ、我慢するかわりにいい子になれというのがいわゆる保護主義の一つのプリンシプルで、社会が被害をある程度受忍するところがないと、少年法のプリンシプルはそもそも成り立たない部分がございます。この点は時々誤解されている面があると思うので、刑法とは違います。

その点がなくなると、そもそも保護という基礎がおかしくなると、実はこの点を、少年法をつくっていった最初の人々は懸命の努力をした。その意味では、むしろ被害だということとで、あややあ言わないでくれみたいなことをやってきたというところは、記録としてたくさんあります。その面も、私は少年法の真理ではないかと思えます。

ただし、もう一つ、凶悪犯罪に関してはと、インフォーマルな形で、例えば、保護司の前身は司法保護委員という制度が昭和十年からできておりますが、司法保護委員や保護司さんたちが事実上被害者との調整に走り回っている、こういうのもまた地域のデータの中に出ておりますね。ですから、被害者問題が全然視野の外にあったということはないと私は思います。

○上川委員 その規定を明文化することについて、今回の少年法に入れるわけでありましてけれども、そのことは今までの少年法の理念と照らしたときに何の問題もないというふうにお考えなのかということについて、ちょっと補足的にお願いいたします。

○森田参考人 その点は余り議論されていない部分だと思えます。前から気になっておりまして、行き過ぎると少年法の理念を壊すことになりまして、極端になります。

あえてちょっと時代に逆行する点を申しましたが、もちろん被害者について、特に重大犯罪についてのケアというのは絶対必要ですが、被害者と社会全般とはやはり区別しなきゃならない問題があります。少年法における保護というのは、ある程度今の点は、辛抱できる部分は辛抱するからというところから保護理念というのは、刑罰でなく保護を、そのかわり将来に向かって考えろということですね。

となると、ずっと煮詰めていきますと、被害者問題はやはり責任の問題ですから、少年法の中に保護と責任はバランスしなきゃいけないわけですが、こちらばかりが出てくると保護の方はずるりと後退してしまう危険は潜在的にはあると僕は思います。僕は別に反対という意味ではありませぬ。しかし、理論的にはそういうことが言えます。

○上川委員 原口先生にお尋ねいたしますけれども、今の少年法で逆送制度というのがあるわけでありまして、逆送の率というのは全体的にも極めて低い、しかも凶悪犯罪につきましても、この間

の当局の方の発表ですと四・四％、そのうち殺人は二・三・四％で傷害致死が四・五％、こういう形で凶悪犯罪でも逆送率は非常に低いということに現実にはなっているということなんです。家裁の中で審判をしていられちゃうお立場の中で、できるだけ逆送しないようにしよう、そして少年を保護、更生に導こうという理念というのが脈々と生きていくというふうな運用状態だと思うんですが、けれども、しかしぎりぎり刑罰の方の逆送をしていこうという判断をなさるとき基準というのは何なのか。

それから、その後小田先生にもちょっとお伺いしたいのですが、少年の精神鑑定等をやらせるわけでありまして、そういう中に精神鑑定の結果が重きを置かれた形で出てくるのか。精神鑑定をした場合に、精神疾患があるというケースが特に凶悪犯罪の場合にはかなり多いというふうな、そういう現場の声も聞くわけでありまして、その点につきましてもの実態と、それから、原則逆送にした場合には全く関与しなくなるわけでありまして、家裁というお立場の中から、今までの運用の中でいろいろ現場の中で判断してきたものが、原則逆送になったときにその理念が損なわれるんじゃないかという懸念もあるわけですが、けれども、その辺についてお考えをお聞かせください。

○原口参考人 検察官送致をすることがどうかという決め手をお尋ねでございますが、個々の事件についてどういうふうにか裁判官が判断されているかわかりませんが、私たち家裁調査官の調査というのは、要保護性の調査だというふうに言われております。

要保護性というのは何かといいますと、三つありまして、一つは再犯危険性があるかどうか、もう一つは矯正可能であるかどうか、それからもう一つは、矯正可能にしても、それは保護処分の中で矯正可能であるかどうか、この三点が要保護性というふうに言われているものでございますが、理論的に言えばこの三点についてそれぞれ調査官

が意見を出して、そして判断を受けるということになる。それで、保護ではだめだということになれば刑事処分が付される。もちろん、保護処分でも十分な事件でも、事案が大きければ、それは司法機関として家裁が社会の安全の要請を満たすという意味で、刑事処分が付されることもあります。

刑事処分の率が非常に少ないということの一つには、統計のとり方にもよると思いますが、最近、年齢が年少化しております。十四、五歳で殺人を犯したりするものがふえておりますので、そういう意味で、現行法ではそれは刑事処分することはできませんので、そういうことも関係があるかと思えます。どのような統計かちょっと存じませんが、そういうことが一つあるかと思えます。

それから、原則逆送という中に、ちょっと私の読み違いかも知れませんが、家裁が調査した上で、ほかの処分よりも刑事処分がいいという場合に逆送するというふうになっていったと思えます。それであれば、刑事処分にふさわしいものは刑事処分になるし、そうでないものは保護処分として扱われるようになると思えます。

お答えになっているのかどうかわかりませんが……

○上川委員 逆送率が低いという理由の中に、精神的な鑑定をして、それに対しての疾患という問題があるというふうな判断があったときに、逆送をしないというケースが出てくるのか。犯罪と精神的な問題というものの間に、特に凶悪犯罪の場合には精神的なトラブルが多いというふうなお子さんが多いというふうな現場の声もよく聞くんですけれども、実際に犯罪の凶悪化と精神的な問題というのはどの程度かわっているのか、お願いたします。

五十七年から平成十年の間に激減しておりますので、これは家庭裁判所のスタンダードの変化、先ほど申し上げた家庭裁判所の関係者の意識の変化ということに主要な原因があるのしか考えられません。私が申し上げているのは、少年犯罪全体じゃなくて殺人と強盗ですから、それに対しては軽くなっているのです。年長少年に対する処分が軽くなっている。

精神障害の場合、最近精神鑑定で問題になるのは、精神分裂病であるとかあるいは非常にほつきりした知的障害であるとか、そういうようなはつきりとした精神病であるという兆候のある少年が多いわけじゃなくて、精神障害と人格障害の中間ぐらいの境界例というのがふえていて、そういう境界例に対する処遇は、そういう鑑定が出ますと家庭裁判所も困惑されて、困惑されてというか、医療少年院送致ということ。

ところが、例の土師君の事件までは、医療少年院は上限三年しかいられない、治らなくても出さなきゃならないという制度になっていたために、これだったらやはり五年ないし十年の懲役にしておいて、そして、医療刑務所というのがありまして、医療刑務所は日本の矯正施設では最も充実した医療機能を持っていますから、そこでやるか、あるいは少年刑務所の医療機能を充実するか、そういう方向の方が十分な期間の処遇ができるんじゃないかという説があります。

ただ、実際、議員がおっしゃっているようなことというのは、確かに最近、境界例がふえている。境界例がふえているために、例えば普通の特別少年院での処遇にはなじまない、精神病院での処遇にもなじまない、結局医療少年院となつてくると、医療少年院は大変悪戦苦闘していらつしやる、そういう状態だと思えます。

○上川委員 ありがとうございます。

改正法によりまして、原則逆送という規定がございまして、そうなりますと少年刑務所送致が現状よりもふえるということが予想されるわけでございますけれども、少年刑務所の目的というのが

少年の矯正というよりも刑の執行というところに重点が置かれているということで、少年の矯正の可能性を狭める、あるいは矯正不能な少年を生み出す危険性というのの一部に指摘されているところでございますが、それにつきまして小田先生、原口先生、よろしくお願いいたします。

○小田参考人 今の日本の刑事政策は教育刑それから矯正ということが成人の犯罪者にとっても真ん中に据えられていて、確かに刑の執行と矯正とは違っておっしゃいますけれども、成人刑務所が全くそれを考えていないわけではありません。

現実には、少年刑務所と少年院の処遇を考えてみますと、先ほど申しましたように、例えば特別少年院に初犯の少年がはうり込まれると物すごく残酷です。周りが非行進度が進んだ少年ばかりです。そういう少年たちを処遇するための処遇ですから、それに対して少年刑務所の方は、初犯で犯罪が大きいという少年がかなりたくさん入っておりますし、それから、今のところは、現在の日本ではほとんど逆送がなされないためにこの少年刑務所も余裕があるせいかもしれませんけれども、一対一で、マンツーマンの、職業生活まで考えて、例えば川越少年刑務所を見ますと非常に充実した職業指導が行われています。確かに、検察官送致にされて、執行猶予にならなくても少年刑務所に入ってくれと、私がもし重大犯罪を犯したとしたらそう言いそうな気がします。

ただ、医療機能を充実しなきゃならぬことになりましてしょう。特に境界例についての医療機能でございます。

○原口参考人 原則逆送というのが、家裁が全くノータッチで逆送されるということではないと思えます。そこでは調査が入り、ほかの処分ではなくて検察官送致がいいというものは検察官送致しなければいけないということでございますから、矯正の可能性を狭めるとかそういうことにはならないのではないかとこのように思います。

ただ、そういう法律ができた、原則逆送という

条文ができたということは、そういう重大な事件についてはそれなりの立法趣旨を踏まえて運用に当たるようにということだと思いますので、その影響は出てくるかもわかりません。

以上でございます。

○上川委員 時間が来ましたので終わらせていただきます。本日にありがとうございます。

○長勢委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。

参考人各位には、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

午後二時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後二時三十二分開議

○長勢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

再開に先立ち、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合の各委員に出席を要請いたしました。いまだ出席されておられません。やむを得ず議事を進めます。

麻生太郎君外五名提出、少年法等の一部を改正する法律案審査のため、午後の参考人として、新庄幼稚園園長児玉昭平君、医師土師守君、読売新聞社論説副委員長長久保潔君、川越市立城南中学校教諭河上亮一君、以上四名の方々に御出席いただいております。

この際、参考人各位に委員会を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

参考人におかれましては、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお聞かせいただき、審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしく御意見をいた

します。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、児玉参考人、土師参考人、久保参考人、河上参考人の順に、各十五分程度御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑に対してお答えをいただきます。以上でございます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委員長長の許可を得ることになっておりますので、あらかじめ御承知をお願いいたします。

それでは、まず児玉参考人をお願いいたします。

○児玉参考人 私がこの席に呼ばれましたのは、恐らくは平成五年一月十三日に私のせがれ有平が明倫中学校において殺された事件、並びにそれに関しまして逮捕、補導されました少年七人に対するその後の少年審判並びにその経緯について話をしなさいという意味ではないかと思つてやってまいったわけでございます。

私のせがれ有平の事件のときもそうでございますが、現行の少年法の少年審判の場合に、加害者の少年が否認に転じた場合には大変構造的な欠陥が生じるようになっております。本来ならば事実認定が一番重要かと思われるわけなのですが、その事実認定におきまして、加害者の少年本人が否認に転じますとなかなか事実認定がしづらいというふうなことがございます。そういうことで、私どものせがれの事件のときもそうでございますが、その辺の構造的欠陥を見直さなくてはいいけない時期なのではないかというふうなことを思っております。何にも増しまして、どんな事件が起こったのか、何が起きたのかということが肝要であると思われまして。そのためには、事実認定をきちんとやってから少年審判が進行するというふうな形を整えていただきたいというふうに思っております。

また、今まで少年法に欠落いたしておりました被害者に対する配慮と申しますが、被害者を格段の扱いにせよとは申しませんが、せめて加害者と同等並みに配慮をいただきたいというふうな条項

もつけ加えていただけたら大変ありがたいというふうに思っております。

また、本人の、少年の更生に関しましては、これも従来のようなやり方ではちょっと真の更生が成り立つとは私といたしましては到底思っておりませんので、これは恐らく国民の皆様方が同様に考えていることではないかと思えます。

細かいことを順に申し上げたいと思います。
まず、私は、少年法に抵触した少年におきましては、軽微な犯罪を起こした少年と殺人事件のような凶悪な犯罪を起こした少年の審判には一線を画して当然だと思っております。それを一律に扱うこと自体が大変な間違いを生じるものだと思うしております。

では、凶悪な事件とは何かと申しますと、刑事事件におきまして死刑もしくは無期懲役、三年以上の懲役に値するものが凶悪な事件だと僕は思っております。

そのような事件を起こした場合には第六十一条の適用は除外されるべきだというふうに私としましては考えております。第六十一条の除外というのは、写真や氏名を公表しない、加害者の少年を特定できないような足かせがあるわけなのですが、それは除外すべきだというふうに考えております。

なぜならば、ことしの夏に、部活中に部活の仲間を殴って、母親を殺しまして逃走した少年がおりました。六十一条が足かせになっておりまして、指名手配には写真は添付されませんでした。これが第二、第三の被害者を生みなかったことは幸いでございますが、もし第二、第三の被害者が生じたとなれば、それはもしかしたら六十一条による被害だったのかもしれないということを考えると、六十一条は凶悪犯罪を起こした少年に関しましては除外すべきだというふうに思います。

また、欧米でもそういう六十一条のようなことは適用になっておりません。ですから、欧米で更生の妨げにならないのに、もし日本では更生の妨げになるのでしたら、そういうところの議論も

もつとお願いしたいものだというふうに思っております。

そういう凶悪な事件を起こした場合の少年の少年審判に関しましては、裁判官の合議制というところが一つ挙げられると思います。

あと、検察官の出席、対審構造ということになります。現在のところ、どのような審判におきましても、裁判におきましても、対審構造というのがグローバルスタンダードと言われておりますので、これが今のところ最善の方法ではないかと思えます。

それから、検察官の抗告権を認めるということですね。

それから、観護措置を従来よりも延長する。私としては十二週間まで認めて構わないのではないかと今ふうに考えております。

以上の四点は、事実認定に関して、どんなことが起きたのかということを確認して掌握するにはどうしても欠かれない手段の四点でございます。それからもう一つ、少年審判に關して言いますれば、希望すれば少年審判に被害者もしくは遺族並びに遺族の代理人の傍聴を認めることができるという条項をつけ加えていただきたいと思います。

ちなみに、私の場合でしたら、もし認められたといたしましても、私は傍聴はしなかったと思います。なぜかと申しますと、私どもの事件の少年審判の場合に、自分の息子が殺されたことが争点になっているわけでございますから、微に入り細にわたり、自分の息子が殺される状況を冷静に市井として見て、聞いているわけには到底いかなないのでございますので、私でしたらそれは希望はしなかったというふうに思っております。

それから、少年審判すべてに關してでございますが、被害者や遺族に意見を求めるということが一つ挙げられます。

二つ、審判の結果を被害者や遺族に通知するということが挙げられます。それから、審判の記録閲覧、コピーを被害者や

遺族に認めるということでございます。

あと、四番なんですが、どのような審判に關してもそうなんですが、偽証を阻止するような条項を何か入れていただきたい。現在のところ、少年法にはそれがありませんので、私どもの事件でもそうなんですが、虚偽のアリバイというものを申し立てても、何らそれを抑止する手だてがありません。また、少年法では虚偽のアリバイということがよく言われますが、そういうことを防いでいただきたいというふうなことを思います。

それから、少年犯罪に關しましていろいろ、私なんかは専門家ではないわけでございますが、刑法の専門の方、また法律の専門の方が、少年犯罪の原因は社会にあるというふうなおっしゃり方をなさる方がいらっしゃいます。社会が悪かったら、早急にその社会を是正する方策を提案すべきではないかと思っております。そういうことはちょっと不可能ではないかというふうに私は考えております。もし十五歳の少年が凶悪な犯罪を起こしたのであれば、その少年は十五歳にわたりまして社会から悪影響を及ぼされてきたと考えるべきではないでしょうか。そうした場合に、従来のような短な更生期間で果たして十五年間の社会から受けた悪影響が更生にすぐ切りかえられるとは僕は毛頭考えられません。

そうやってきますと、更生の期間というものは、物理的にただ長くすればいいということではありませんが、従来よりももっと時間をかけて行っていくべきではないかなというように思っております。また、社会が悪ければ、その社会から若干隔離する期間という解釈も成り立つものだと僕は思います。

このようなことを私なりに考えております。

以上で終わります。(拍手)

○長勢委員長 ありがとうございます。

次に、土師参考人をお願いいたします。

○土師参考人 児玉さんのお話ともかなり重複する部分がありますけれども、その点は御容赦ください。

皆様方も御存じのように、三年半前に発生し、日本じゅうを震撼させたあの神戸連続児童殺傷事件で、私は次男を亡くしました。当時十四歳の少年により私の子供が殺害され、さらにその頭部を犯人の少年が通っていた中学校の正門前に放置されるという極めて残酷で猟奇的な事件でした。

事件発生当初から、事件のその特異性のために、マスコミ各社の報道合戦はすさまじい状況で、私たちは通常の生活を送ることさえもできない状態が長く続きました。犯人が逮捕され、それが顔見知りの十四歳の少年であったため、やっと鎮静化しつつあったマスコミ各社の報道合戦はさらに一層熱を帯びたものとなりました。

逮捕された犯人が十四歳であったことで、初めて私たちは少年法というものに向き合うことになったのです。それ以前にも私は少年法というものがあるということは知ってはいましたが、現実には少年犯罪の被害者遺族になって初めて、この法律がはらんだ矛盾に驚かされると同時に、我が国の後進性に気づかされることになりました。

十四歳の少年が逮捕された後、少年法に基づいて手続が進行していきましました。しかし、私たちの悲しみや憤怒は全く晴れることはありませんでした。最愛の我が子をあのようにな形で失ったという悲しみとショックがすっかり心をふさいでしまっていたことも理由の一つでしたが、それ以外にも全く別の理由が少年法そのものにありました。いかに少年といえども、犯した罪を考えると余りにも保護され過ぎているのではないかと、また、余りにも被害者の心情を無視しているのではないかと、実際少年法に接してみても感じざるを得ませんでした。

審判が開始されますと、私たち被害者遺族は完全に蚊帳の外に置かれることになりました。どのように審判が進んでいるのか、少年はどのようなことを述べているのか、また、少年の両親は自分たちの子供が犯した犯罪についてどのような思い、被害者やその遺族に対してどのような気持ち

を抱いているかなど、私たち被害者遺族が知りた
いこと、当然知ることができると思っていたこと
さえ知ることができませんでした。

審判を傍聴することが認められず、審判の状況
を知ることができず、また、私たちのやりきれな
い、つらい心情を審判廷で発言することもできま
せんでした。被害者遺族として事件の背景を知り
たいと思う気持ちは至極当然のことだと思いま
す。そのため、せめて両親の供述調書や少年の精
神鑑定書くらいは見せてもらえないかと思い、こ
れを要求しましたが、それもかきませんでし
た。その結果、私たちは、審判についてほとんど
何も知らされず、何も発言できないという立場に
終始させられてしまいました。私たちが知ること
ができたのは、ただ新聞、テレビ、雑誌などに
よる伝聞のみで、何が真実なのかということは一
切わかりませんでした。

そのような状況の中、審判が終了し、犯人の少
年は医療少年院に入所の上更生の道を歩むという
決定が下されました。このときも、当然の気持ち
ですが、審判決定書の全文を見ることができない
かなんかと思いましたが、やはりできませんでした
でした。

私たちは、事件の背景を知るため、また責任の
所在を明らかにする目的で、民事訴訟を起こしま
した。しかし、やはり資料等は見ることができな
いままです。

少年犯罪の被害者やその遺族は、現行少年法に
よって、何も言うことができません、何も知ること
ができない上に、犯人の少年は罪に見合うだけの罰
を受けることもありません、そのような八方ふさが
り、そして屈辱的な状態に陥ってしまいました。
そして、最終的にはだれも責任をとらないとい
う、被害者を余りにも無視した、甚だ耐えられな
い結果となっています。

現行の少年法の問題点につきまして、私なりの
考えを述べさせていただきます。私なりの
もちろん、少年法の基本的な精神には私も賛同
しております。異を唱えるつもりは毛頭ありませ

ん。犯罪を犯した少年の保護、更生を考えること
は非常に重要なことだと思えます。しかしなが
ら、被害者が存在するような犯罪、特に傷害、傷
害致死や殺人などの重大な犯罪と他の軽微なもの
とを同列に扱うことは許されることではないと思
います。

多くの軽微な少年犯罪については、現行の少年
法の運用ではほとんど問題なく対処することができ
ると思えます。少年が犯した犯罪が、私たちのよ
うな特に深刻な、遺族というように被害者をつ
くらない場合は、少年の保護を第一に考えるこ
とは非常に重要だと思えます。

しかし、少年の犯した犯罪が深刻な被害者を生
み出す場合は、考える次元が大きく変わってくる
と思えます。殺人、傷害致死などの凶悪な犯罪と
万引きや窃盗などの軽微な犯罪とを同じレベルの
犯罪として扱うことは、一般的な人間感情からは
完全に逸脱していると言えます。犯罪を犯した少
年を保護するということが、その少年の権利を過
剰に擁護して甘やかせるということとは意味が異
なります。保護とは、少年が犯した罪に目をつぶ
るという意味ではないはずで

しかし、現行の少年法では、犯罪そのものの質
を問うというのではなく、要保護性のみを問うと
いうことなのです。どのような犯罪を犯したか
ではなく、この少年には保護が必要かどうかとい
うことが問題になってくるだけなのです。そこ
には、罪を科明する、説明するという視点はおろ
か、罪悪感を持つ、持たないの確証すらないの
です。罪も問わず、どのような保護を施すかとい
うことだけが議論されています。このことは、少
なくとも一般の国民感情からは完全に逸脱したも
のと言えらると思えます。

偏った見方をしますと、少年犯罪における被害
者にとって、少年法とは被害者の利益のみを保護
する法律であると言えらるのではないしょうか。
深刻な苦痛をこうむった被害者が存在するよう
な事件で、その被害者の権利、人権が全く無視さ
れているのが少年犯罪事件です。現行少年法は、少

年の起こした凶悪犯罪の被害者をなおざりにして
いるところか、事件を起こされた方が悪いとい
言っているかのような法律に見えてきます。

処分の厳罰化ということが話題に上っています
が、後述しますように、今回の改正案でも特に厳
罰化にはなっていないと思えます。厳罰化とい
言葉の前に、犯した罪に対する罰が余りにも緩過
ぎというように指摘するべきだと思います。最
近の凶悪な少年犯罪を見ても、犯人の少年たちは
少年法のことをよく知った上で行動しています。
何歳であれどどのような処分を受けるか、また逆
にそのような処分にはならないかということによ
く承知しています。ことしも少年による凶悪な事
件が多数発生しました。福岡のバスジャック事件
を起こした少年は、少年法のことを熟知した上で
犯罪を犯しています。そのような状況の場合で
は、厳罰化はある程度の犯罪の抑止力になること
は疑いようのないことだと思えます。少年犯罪の
増加を抑止するためには、もちろん健全な精神的
发育を促すような社会的環境の整備が必要不可欠
だと思えます。さらに、それに加えて、犯罪を犯
すと相應の罰を受けるということ、そのことを確
立することが少年犯罪の増加を抑えるための重要
な因子であると思っています。

次の問題ですが、憲法上、裁判は公開が原則に
なっておりますが、少年審判は、少年の将来の不
利益を避けるという理由に基づいて非公開が原則
になっています。しかしながら、審判を一般に公
開しないことはまだしも、当事者である被害者に
さへも一切公開しないということは、被害者の知
る権利を奪っているわけですね。どのような理由
で、またどのような状況で被害を受けたのか、そ
の加害者がどのような人間か、そしてどのような
環境で育ったのか、どうすればその被害を未然に
防ぐことができたのかなどことは、深刻な犯罪
に遭った被害者であればあるほど知る権利がある
と思えます。加害者を守るために被害者がその権
利を奪われるということは、本末転倒ではないで
しょうか。

また、先ほども児玉さんが述べておりました
が、事実認定に関することがあります。

警察での取り調べでは認める供述をしていな
が、家庭裁判所の審判が開始されると一転して犯
罪行為を否認する場合が出現しています。少年犯
罪といえども、重大な犯罪での事実認定は何より
も重要なことです。現状では、一人の裁判官が検
察官、弁護士そして裁判官の三役をこなさなけれ
ばなりません。そのため、事実認定で争いがある
場合には、どれほど優秀な裁判官でも一人ですべ
てを行うことには限界があると思えます。少年審
判への検察官の関与や複数の裁判官による合議
制、観護措置期間の延長などは、重大な犯罪の場
合には絶対必要なことです。それらのことにより
非行少年の保護、育成に支障を来すことは絶対に
ありません。口裏合わせや証拠の偽装なども防げ
ます。きちんとした事実認定により、冤罪は防げ
ますし、その後の少年の保護処分にも反映させる
ことができるのではないしょうか。

犯罪を犯した少年を更生させることを目指すの
は当然のことだと思えます。更生とは、犯した罪
を忘れ去ることではありません。加害少年に、一
刻も早く事件のことは忘れて、立ち直りなさいと
いうことではないはずで

では、更生の第一歩に何をなすべきなのでしょう
うか。私は、何よりもまず、犯した罪を十分に認
識させることが必要だと思えます。その罪の意識
が真の更生への第一歩だと思えます。その意識が
生まれなければ、どんな指導も説教も彼らを
更生へと導くことはできないに違いありません。
罪の意識は、被害者への謝罪の念と密接な関係が
あると思えます。被害者やその関係者に対する痛
切なおわびの気持ち、犯した罪への激しい後悔
の念を導くのだと思えます。悲しみの底に深く沈
んだ被害者や憤怒に震える遺族の姿を知ること
から本当の意味での更生は始まるのではないで
しょうか。

現行の少年法では、十六歳未満の年少少年はい
かに重大な犯罪を犯しても検察官に送致すること

第一類第三号 法務委員会議録第四号 平成十二年十月十七日

一五

がでず、したがって、刑事処分を科されることはありません。

警察庁の統計では、少年犯罪、特に傷害や殺人等の重大犯罪が増加しており、また、犯罪が低年齢化しているという事です。また、子供の数が減少しているにもかかわらず、犯罪事件に占める少年事件の割合が増加しているという事です。このようなことを考えますと、年齢区分の見直しも考慮すべき時期に来ているのではないかと思います。

少年も一つの人格を持っていると思います。人格を持っているということは、成人と同じではないにしても、自分の行動に対しても社会的に責任を持たなくてはならないということです。成人の犯罪の場合よりも軽減されるにしても、犯罪の重大さに応じた罰や処分があって当然だと思えます。非行少年を甘やかすことと保護とは同義語ではないと思っています。

今回提出されている改正案は、少年法が制定されてから五十年もの長きにわたって改正されなかったことを考慮しますと、大幅な前進だと言えると思います。しかしながら、被害者にとつてはまだまだ十分とは言えないものだと思います。

今回の改正案に対して、厳罰化という言葉を用いて非難する方がいます。しかし、今回の改正案についてやや厳しくなったと言えるのは、死刑に値する罪を軽減して無期刑を科した場合において、仮出獄可能期間の特則を適用しないということだけだと思えます。刑事処分可能年齢を十四歳に引き下げたとしても、それが即今よりより厳しい罰を与えるということにはつながらないと思います。また、私は、凶悪犯罪については、少年であるというだけで軽減されるということを考えて合せても、犯した罪に見合う罰を与えているとは思っておりません。

処分の見直しの中で、被害者が死亡した事件においては、家裁に判断をゆだねるにしても、検察官送致をするようになっていきます。しかし、被害者が死亡したときだけではなく、本来ならば重大

な傷害の場合も加えるべきであったと思います。ひどい肉体的または精神的な後遺症に悩む被害者は、殺害された被害者と変わらないほどの傷を負っています。

また、今回の改正案では、審判での被害者からの事件に関する意見陳述の申し出を条件つきで認めております。本来、審判での被害者の意見陳述や審判の傍聴は、被害者が持っている基本的な権利だと思えますが、現行法では、「審判は、これを公開しない」という条項を拡大解釈することにより、審判から一方の当事者である被害者を完全に締め出してしました。この考え方は、本来最初に守られるべき被害者の権利については一切認めないということに通じています。今回の改正案では、他に被害者通知制度や、制限はあるものの記録の閲覧、謄写が認められております。まだまだ被害者への配慮は不十分だと思えますが、さらに改善の方向に向かつてほしいと思います。

今回の改正問題につきましても、ある法律の専門家が、素朴な国民の感情に乗じて、この問題に携わる現場の声も十分に聞かないまま政治的な動機で取りまとめたという意見を新聞に述べているのを読みました。しかし、国民の素直な声を無視するような民主主義は存在しません。さらに、ここで言う現場とは、犯罪を犯した少年のこのみを考える現場のことであり、当事者である被害者を排除した偏った現場を指しています。また、今回の改正案が少年法の理念から外れているという批判もあります。しかし、ごく軽度の処分の変更はありますが、少年法の理念は尊重したままの案だと思っております。

最後になりましたが、現行少年法は、被害者やその遺族にさらなる犠牲を強いることにより成り立っている法律であるということに肝に銘じて議論していただけたらと思います。

どうもありがとうございます。(拍手)

○長勢委員長 ありがとうございます。

次に、久保参考人にお願いたしたします。

○久保参考人 私は、刑事処分可能年齢を現行の

十六歳から十四歳に引き下げるという改正は、現状からやむを得ないと考えておまして、今回程度の少年法の一部改正については賛成という立場でお話をさせていただきたいと思えます。

中身に入ります前に、少年犯罪の現状は法改正を必要とする状況にないというふうなことがよく言われておりますが、それについて少し触れてみたいと思えます。

確かに、今、少年犯罪は戦後四番目のピークと言われているんですが、少年の刑法犯の検挙人員を見ますと、平成十年をピークに減少傾向にありまします。件数だけを見ますと、昭和の末期の方が多いことも事実であります。第四のピークと言われる状況がこれから下降に向かうのかどうか、もう少し慎重に時間をかけて見守っていく必要があると思えます。

問題は、犯罪の中身といえますか、質の問題だと思えます。少年の凶悪犯の検挙件数がおおふく統括していることだけではございません。警察当局の分析によりますと、ごく普通の家庭の子供がいきなり非行に走ったり、それも凶悪、粗暴事件を起こすというケースがふえております。検挙した少年に自分の家庭の状況、経済状況を警察当局が聞いておりますが、下流と答えた比率が昭和三十年代には六十何%かございましたが、今では一けた台であります。平成九年のデータですが、凶悪犯のうちに補導歴のない少年が四七・八%を占めております。粗暴犯では五八%にも上っております。

数字だけではございません。低年齢化、集団化傾向を強めていると言われている少年犯罪ですが、一方で、衝動的、短絡的な様相も深めております。去年からこしにかけまして、十七歳のあの衝撃的な事件が相次ぎましたが、動機のはっきりしない事件が大変多くて、例えば人を殺す経験がなかったなどという動機は、我々には到底理解できるものではないと思えます。あるいは最近の大部分の一家六人の殺傷事件ですが、六人を殺傷するまで途中でとどまることがなかった、あるいは

は動機と結果の重大性の間の余りにも大きな乖離、これは不気味な感じがいたします。

こういった事件を称して一部の特異な事件というふうな指摘もございませうけれども、そうでしょうか。余り報道されませんが、今全国で、遊ぶ金欲しさの少年によるひたたくり事件が多発しております。中にはこれが集団的な路上強盗に早変わりするというものも多いのですが、単に金を奪う目的でありながら、ナイフとか鉄棒で頭とか胸とか急所を平気でねらっております。あるいはホームレスを少年たちが襲う事件もあります。社会に役に立たない人間をやっただけというふうな平然と言う少年もいるそうです。

一連の事件で私が感じますのは、やはり命のうとさとか他人の痛みや悲しみに対する認識の欠如、規範意識とか罪の意識のなさ、あるいは先ほどの大部分の少年のように、途中で引き返すことができない、あるいは手かげんを知らない状況、そしてビデオの影響とも見られるようなゲーム感覚というものが共通しているのではないかと思います。少年を取り巻くこうした状況を一刻も放置できないと私は考えております。

前置きがやや長くなりましたが、中身に入りますと、まず、刑事処分可能年齢を十四歳に引き下げる問題です。これは、この規定だけではなくて、十六歳以上の原則逆送致の規定、あるいは現行の二十二条にございまして、懇切、和やかに少年審判を行うというあの規定に、少年に自己の非行について内省を促す旨の文言をつけ加える、こういう三つの規定を合わせて三位一体として考える必要があるのではないかと感じております。

最初に申し上げましたように、今の少年犯罪の根底には、命への恐れとか規範意識の欠如があるのは、これはどなたも認めることではなからうかと思えます。その状況を変えていくには、まず第一に、かけがえのない命を故意に奪うことの罪の重さを認識させることから始めなければならぬかと考えております。そのために何をすべきなのか、これはいろいろあると思うのですが、一つ

は、少年審判の中でじっくりと自分の犯した罪をかみしめさせ、被害者や遺族の心の痛みを思いをはせさせるということが大事でしょう。もう一つは、その罪にふさわしい処罰を用意しておくこと、これが大きな意味があるのではないかと考えます。確かに、教育とか家庭とか地域とか、そういったようなものを力をつけて結集して少年非行に当たるべきだという考えは、それはそのとおりです。しかし、法制上の刑罰を用意しておくことはまた別のことでないかと考えております。

うふうな規定もございいます。先ほど申し上げましたように、その子供の状況に応じて処遇を考える趣旨からいいますと、大変結構な規定だと考えます。いずれのケースにも家庭裁判所の裁量の余地を残したこと、これによって改正後の少年審判とその処遇にはそれは現行と劇的な変化は生じないのではないかと私は考えます。

今回の改正で、こうした人々の五十年にわたる努力が無になるはずもございません。改正後の新たな体制のもとで、これまでの蓄積を生かして、新たな矯正とか更生保護のあり方を確立されるものと私は確信しております。私たちは、戦後の歩みにもっと自信を持って、時代の変化に果敢に対応していく積極性が今必要ではないかというふうに感じております。

ますと、極めて有意義な提言だと考えております。今の少年世代の両親もまた豊かさの中で物心がついた世代であります。彼らもまた迷える世代と言ふこともできるでしょう。少年事件を扱う家庭裁判所の調査官などによりまして、親世代にも罪の意識の欠如が目立っているということですが、傷害事件を起こして身柄を拘束されている我が子に母親が受験参考書を差し入れたり、あるいは受験に差し支えるから早く出してくれなどと泣きついたりする人もいるそうであります。こうした親たちにはやはり一定の支援が必要ではないかと考えます。

少年院でも、今や一律の矯正教育ではなくて、少年の性格とか非行歴とか周辺の環境によって教育の内容を細かく変えていく、処遇の個別化というのを図っているというところであります。その子供の特性に応じて、時に厳しく、あるいは時に温かたしと、幅広い選択をするのが少年保護の基本だといえますと、刑罰もその一手段という柔軟な考え方が必要ではないかと考えております。

犯罪者を社会の中で立ち直らせる更生保護制度が成立して、五十年がたちます。法務省の統計ですと、この五十年の間に三百六十万人以上が社会の中でこの更生制度のもとで更生を図りました。その四分の三は少年です。その陰には、無給のボランティアとして、およそ五万人の保護司、あるいはそれを支援する婦人会、青年組織、協力雇用主、そして社会復帰への足がかりとなる更生保護施設とかいろいろございいます。世界に例のないボランティア制度だと思えます。

今ここでお話しになりました山形マツト死事件以降、これらの少数の事件で、家庭裁判所と高等裁判所の判断が割れるケースとか、それから家庭裁判所の審判と民事裁判が割れるケースとか、揺れるケースがいろいろあります。こうした少数の特異なケースを放置しておきますと、せっかくの少年審判への国民の信頼というものが揺らぎかねないと考えます。まず、事実関係をきちんと解明することがすべての基本だと考えます。

少年問題は、二十一世紀の私たちの社会を担う子供たちをどう育てていくか、社会の選択の問題でもあります。今こそ、戦後それぞれの機関がこつこつと築き上げてきたノウハウを結集する必要があると考えます。少年法改正論議の際には、こうした視点をぜひ忘れないでいただきたいとお願いたします。

今回の改正に当たりましては、先ほどもありましたように、処罰年齢の引き下げなどを指して厳罰化という言葉がかなり定着しております。そして、厳罰が保護かというふうな、問題をやや単純化するような議論が盛んであります。

私は、今、日本更生保護協会の評議員をやらせていただいておりますが、保護司初め関係者の皆様方の献身には常々頭の下がる思いがしております。世界に冠たる我が国の治安のよさは、適正な刑罰の運用もございいますが、これとあわせて、社会の中で犯罪者を立ち直らせる、あるいは受け入れる更生保護関係者や少年院などの努力に負うところが非常に大きいのではないかと感じております。それを今回の改正で厳罰か保護かなどと言うのは、こうした関係者に余りにも失礼ではないかと思えます。

今回の改正で私が最も注目したのは、保護者の責任の明確化に関する規定です。家庭裁判所が必要と認めるときは、保護者に対し、訓戒とか指導その他の適当な措置をとれるという規定ですが、少年非行の防止に果たす家庭の役割の重さを考え

〇長勢委員長 ありがとうございます。
次に、河上参考人にお願いたします。
〇河上参考人 私は、中学校の一教師ですので、少年事件に関して直接かかわっていませんし、そのことについて発言できるような立場にはいませ

なので、私が三十数年教師をやっている、特に中学生なんですけれども、最近の生徒たちがそれ以前の生徒と大きく変わってしまったという状況をお話して、少年事件のバックグラウンドと申しましようか、そういうものについてお話しするといふふうに最初に断っておきたいと思ひます。

この十数年、親たちの間に、何か少年事件が起こったときに、うちの子供もやるのではないかと、そういうような不安が広がっているということがあります。これは教師についても全く同じでして、うちのクラスでも同じことが起こるのではないかと、そういうような不安がかなり広がっているということがあります。

後でちょっとお話をしたいと思うのですけれども、二十年ちょっと前に中学校では校内暴力の時代がありました。その時代には、これは括弧づきでお話ししないといけないと思うのですけれども、ワルというふうな括弧づきでお話ししますけれども、ワルがワルをやったのです。こちらには普通の子がいて、普通の子は極端なことをやらないというのがその当時の状況でした。ところが、校内暴力が十数年前に終息しまして、それ以後ワルというものが、学校の中からいまして、あるいは子供の世界からいなくなつて、圧倒的多数の生徒は普通の生徒になりました。そう

なつてから、普通の生徒がいつ何とき何をするかわからないという状況があらわれていたようです。私は、この十数年、それまでと全く違った新しい子供たちが登場したのではないかと、こんなふうに考えています。

特徴を幾つかお話しした方がいいと思うのですけれども、非常にひ弱になつたこと、社会性がほとんどなくなつたこと、それから、時として非常に攻撃的になる。これは一人の子供の中にそういうような特徴をあわせ持っているというふうな考へていただくと思ひます。そういう子供たちが大量に登場してきたというふうに私は考へています。

幾つかその特徴についてお話しした方がいいと思ひます。

思ひますけれども、ひ弱さについては三つばかり挙げられると思ひます。

一つは、生活の型というのでしょうか、狭い意味でのしつけと言つていいと思ひます。それ以外、自分の身の回りのことを自分でできる、そういうような問題ですけれども、そういうことがほとんどできない状態で私たち中学校の教師の間に登場してくる、そういう生徒が圧倒的にふえました。これが一つです。ですから、学校の中で生活をするときに、学校には親がいまませんから、そうすると一人で生活をしていかなきゃいけないといふことがあるわけですが、残念ながら、自分でいろいろすることができなくて立ち往生してしまふような生徒が大量にあらわれています。これが一つです。

それから二つ目は、学校というところは、家庭と違ひまして、つらいことや困難なこと、そういうことを要求して、そういうものをくぐり抜ける中で一人前の大人になつていくということがあるわけですから、学校の中では、家庭と違ひまして、つらいことや嫌なことや苦しいことがたくさんあります。ところが、この十数年はつきりしてきたことは、そういうつらいことや苦しいことに直面したときに簡単に参つてしまふ、そういう生徒が圧倒的に多くなつてきました。そのときに精神的に参つてしまふだけじゃなくて、肉体的な変調も引き起こすというこゝろが出てきました。ですから、簡単にいふことが痛くなつたり頭が痛くなつたり、あるいは熱を出すというこゝろも、最初のころ私は信じられませんでしたけれども、三十七度ぐらいの熱が簡単に出現したり、あるいはまた三十六度台にいたり、そういうことがあります。これが二つ目です。

それから三つ目は、心の問題は外側からはとても見えるわけじゃありませんから、よくわからないうので表現が難しいのですけれども、非常に傷つきやすくなつたといふことがあつたようです。これは、数年前ですと、傷つくといふことが流行語のようになつた時期があつて、私はよくわからな

かつたのですけれども、傷つくといふことが子供たちの間の非常に大きな特徴になつたようです。そのときに、傷つたときに、ひ弱さを持った生徒たちは、相手を見て相手が強いとわかると、これは相手の言葉とか働きかけに傷つくわけなんですけれども、そうならなつたときに、相手が強いとわかつたときには自分の周りにバリアを張つて内にもくる、そういう状況があらわれています。

そういうようなことが、多分、校内暴力が終つたあたりから中学校では圧倒的に不登校の生徒がふえています。それ以前はそれほど問題にならない程度の数だつたのですけれども、それが一つあります。

もう一つは、激しいいじめが原因と考えられる自殺がやはり十数年前から圧倒的にふえていますといふことがあります。そのことは、ひよつとする

と、今言つたような非常にひ弱な特徴を持った子供たちが大量にあらわれていることと関係があるのかもしれない、そんなふうに私は思つていま

す。一方で、ひ弱な生徒たちが、ある場面では非常に攻撃的になる、あるいは非常に強さを発揮するといふことがあります。今の傷つくといふことに

関連して言うと、A君がB君に対して発した言葉でB君が傷ついたときに、先ほど言つたように、B君がA君を見て、A君が強いとわかると内にこもる、ところが、A君が自分より弱いといふふう

に判断したときには、猛烈にA君に向かつていくといふことが出てくるようになります。そのときに、A君はB君に対して傷つけようと思つて

しゃべつたわけではありませんが、構えがないわけですね。そのときに、例えばB君が猛烈に相手にがんとぶつかつていって、こちらで身構えて

いませんから、すつ飛んでしまつて、廊下の柱に頭をぶつけて頭を切つてしまつて、あるいは両手のげんこをこんなふうにしてめちゃくちゃに相手に向かつていって、そのときに、めちゃくちゃ

に向かつていきますから、眼鏡の上から相手の目を殴つてしまつたり、偶然、運悪く歯にげんこつ

が入つてしまつて歯が折れるとか、そういう大きな事故が起こるようなことがふえてきたといふふうに私は考へています。

このときに、自分が傷ついたことに對して自分を守るといううなことが根底にあるようですから、そのときのB君が振るう暴力に歯どめがないといふような現象が出てくることになつてきます。こ

うやうやうしい切り興奮して相手に向かつていきますから、必死になつて教師や周りの生徒がそのB君を押さえて別室へ連れていって、少しおさまつてから話を聞くのですけれども、そのときのB君の言ひ分は、A君がああいうひどいことを言つたから僕は向かつていつたので、僕は悪くないと言

うのです。このことに関して、私は別にそのことがおかしいとは思つていません。人間というものは、例えば、殴られたからといふことよりも、人の発言によつて心が傷つけられることによつて相手に向かつていくといふこと、その方が傷つくことが大きいといふこともありますから、それは私にもわかるのです。しかし、それにしても、例えば前歯を二本折つてしまつたといふことがあつて、あれはやり過ぎじゃないかといふことを私の方でB君に話をしたとしても、B君は簡単にそれを認めようとしません。A君があんなひどいことを言つたので僕は向かつていつたので、僕は悪くないんだ、そういうふうな話をします。それ以前の生徒だ

と、自分がやつたことは、これはやり過ぎたなどといふことについて、あれはあいつが悪いんだけれども、おれがやつたことも悪かった、そういううな言ひ方が通つたのですけれども、残念ながら、認めさせることが非常に難しくなつていま

す。それが一つです。これは、マスコミの人たちが切れるといふような言ひ方でそういううな行動を表現し始めたこととあつたのですけれども、これは多分、その切れるといふうなことになると思ひます。

それに関係して、教師の中では、いつか起こるのじゃないかといふうなことがあつて、非常に

不安な状況が続いていたのですけれども、三年ほど前になります。栃木県の黒磯で、女の英語の教師が中学一年生の男子の生徒によってナイフで刺し殺された事件があります。

今私が言った女の教師、私は女の教師を攻撃するつもりは全くありませんで、あの女の先生は多分、日本の中学校の中では最も典型的な教師だと私は思うのです。いい教師という意味は、例えば、生徒の様子を見て、生徒に対して、もっと一生懸命いろいろなことをやらせたいと一人前の大人になれるようなことを一生懸命指導しようとしたわけですね。ところが、この十数年、自分の受け取りたいことは受け入れるけれども、自分が嫌なこと、受け入れたくないことについては余計なお世話だという、そういう生徒が圧倒的にふえていますから、多分あのときに黒磯の女の先生は一生懸命その中学一年生の男の生徒を指導しようというふうに頑張ったのでしょう。しかし、生徒の側からすると、そういう教師の指導の仕方がひどく彼の内面を傷つけたということが結果としては多分あったんじゃないかと思っています。

ただ、これは厄介なことに、前もってそんなことが予測できることではありません。ですから、あのときに、私は現場にいたわけじゃありませんし、新聞報道とかあるいは記者の方から様子を聞いただけなんですけれども、無我夢中でポケットにあったナイフを女の先生に突き出して、女の先生がもうほとんど死にかけている状況になって、なおかつ何度も何度も刺したというようなことがあったようです。さすがにこれは新聞報道ではありませんでしたけれども、何人かの記者から聞きましてから多分事実だと思ふのですけれども、最後になって、動かなくなつた先生を足で何度も蹴ったというようなことがあったようです。あの当時、あれほどの憎しみを女の先生に対して抱くというのはわからないというように意見が随分あったと思うのですけれども、私は現場の教師の感想からすると、生徒が傷ついたときに、自分を守るために無我夢中で相手に向かっていく

ということとは生徒同士の間では普通に行われるような状況になってしまったから、そういうふうな考えれば、女の先生がその中学一年の男の生徒の内面を傷つけてしまったということがあって、それに対して、彼が自分を守るために向かっていったというふうな考えると、私は、理解できるのではないかとこのように思っています。

そういうふうなことが言われるような生徒が大量に登場してきています。教師の立場でいって、例えば、今話をした黒磯の生徒は、ふだんは目立たない、非常におとなしい生徒だったようです。それから、どちらかといえば学校を休みがちだった生徒のようで、ふだんから非常に暴力的で、教師の方が身構えなければいけないような生徒では全くなかったようです。

あのときに、私の学校の教師たちの中で、かなりの教師たちが、うちの学校にもああいう生徒はいるわよねという話をしたことを覚えています。ということとは、教師の立場でいっても、いつだれがどこで何をするかわからないという不安が学校の教師の間にも広がっている、こういうことがあります。これは親の立場でも、どうも母親が特にそういう感情を強く抱いているようですけれども、母親の立場で、うちの子もひょっとすると何をやるかわからないというふうな考えでいる親たちが非常にふえているということが現実にあるようです。

私は今、この十数年、生徒たちが大きく変わってしまったというお話をしましたけれども、これは、生徒たちが好きこのんでそういう人間になったというのではないと思います。多分、子供の育て方が大きく変わってきてしまったというふうな考えざるを得ません。

ですから、それ以前の育て方と、育て方というのは、親が子供を育てる育て方だけではなくて、社会の育て方というのでしょうか、ちょっと偉そうな言い方を申しわけありませんけれども、子育ての社会的なシステムというふうに言っていると思うのですけれども、そういうものがそれ以前と全く変わってしまったということが根底にあるのではないかと。そうなると、今のよう

な、非常に興奮しやすく不安定で、非常に傷つきやすくなつて、時にナイフも突き出すような、そういう子供たちが大量に出てきているというふうな考えたと同時に、これは、親が悪いとかあるいは学校の教師が悪いとかあるいはマスコミのせいであるとか、そういうふうな簡単に原因を特定することは多分できないのではないだろうか、こんな感じを私は持っています。

私自身は中学校の教師を三十数年やっていますけれども、この十数年、やはり子供の状況は非常に危機的な状況になっているのではないかと、そう考えないと、学校で起こっているいろいろな出来事はわからないのじゃないかというふうに私は思っています。

ただ、残念ながら、その危機的な状況を、具体的にこういう方法をとればうまくいくよというふうにはやはりいえないのだらう。ちょっと大げさに言うところ、やはり戦後の日本がここまで来てしまったという中で出てきた現象ではないかというふうに私自身は思っていますので、根本的な解決を見るには非常に長い時間が必要だろうというふうに私は思っています。多分、二十年、三十年、きつとそういうようなものがあつたらう。

ただ、その危機的な状況をほうっておくというわけにはとてもいきません。生徒の間には、好きなことは何をやってもいいという雰囲気は広がっています。それから、嫌なことはやらなくていいんだ、そういうことが広がっています。それから、大人も子供も同じ人間だから、自分に必要なことは言うことを聞くけれども、必要じゃないこと、自分にとって受け入れがたいことについては言うことを聞かなくていいんだという雰囲気も広がっています。こういうふうな、好きなことは何をやってもいい、あるいは大人の言うことは聞きたくなければ聞かなくていいんだという雰囲気は圧倒的に中学生の間に広がっているというふうなことがありますから、私は、緊急事態です

ら、とりあえず社会的な規制力を取り戻す必要があるのじゃないか。そういうような規制力を強める中で、とりあえず現状を抑えるということがどうしても必要なのではないかとこのように私は思っています。

ただ、それで問題が解決するということは全くないわけですし、それでとりあえず安定した状況を幾分なりとも取り戻すことができると思えば、その間に、戦後の社会のつくり方とか私たち大人の生き方とか子供の育て方とか教育の仕方とか、そういうやり方について、何が問題なのかということをやっ倒す多数の国民がじっくり考えるということがある一方、必要になってくるのだらう。しかし、そういうことをやるためには、今の状況をとりあえず力で抑えるということも必要になってくるのじゃないかというふうな感想を持っています。

以上、中学校の生徒の状況を中心にお話ししました。終わりにします。(拍手)

○長勢委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○長勢委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。平沢勝栄君。

○平沢委員 自由民主党の平沢勝栄でございます。

四人の参考人の皆さん方には、大変に貴重な御意見を賜りまして、本当にありがとうございます。とりわけ、児玉参考人そして土師参考人は、少年の残虐な犯罪の被害に遭われたわけでございます。その意味で、今私どものところに、いろいろな方からいろいろな意見が寄せられています。そうした方々の意見よりは、私は百万倍も重い御発言だという感じがしております。日弁連だとかなんととかんとか、いろいろなところから私たちのところに今山ほど意見書といいますが、要望

書というのが出されているのです。何と言っているかという、今度の少年法は少年法の改悪だとか、厳罰化で犯罪を防ぐことはできないとか、それから、教育的処遇によって更生や再発防止に資するものが少年法の趣旨であるとか、いろいろなことを言っているのですけれども、私は、こういうむごたらしい犯罪の直接の被害に遭われた児玉参考人そして土師参考人の御意見をよくよく聞いてもらいたい。

私はきのう、児玉参考人が書かれた「被害者の人権」という本を読ませていただきました。そして、土師参考人が書かれました「淳」という本を読ませていただきました。どちらも涙を流さずに読むことはできません。いかに現行の少年法が欠陥だらけか、問題が多いかということがこの御著書の中にある書かれていて、これは直接当事者となられた方ではないとかなかわからないのではないかなという感じがしております。

今いろいろな御発言の中に、事実認定にいろいろな問題があるとか、あるいは軽微な犯罪と凶悪な犯罪を分けてほしいとか、あるいは犯した犯罪をちゃんと認識させる、これこそが更生ではないか、私もまさにそのとおりだろうと思います。そして、今の少年法が、加害者のことは考えているけれども被害者のことは考えていない、忘れていたのではないか。それも私は全くそのとおりではないかなというところで考えております。

法律は一部法曹関係者の私物ではない、我々プロフェッショナルが反対と言っているのだから法律を知らない素人は黙っていなさいというのであれば、それは誤ったエリート主義である、こういうことが児玉参考人の御著書の中に書いてありますけれども、私も全く同感でございます。加害者のことばかり考えて被害者のことを忘れていたのが現行少年法でございまして、その意味で、今回の少年法の一部改正案は、私はまだまだ不十分だと思います。先ほど御発言がありましたように、まだまだ不十分だとは思いますが、しかし、一歩前進であることもこれまた間違いないわ

けでございまして、その意味で、今全国から山ほど判で押したような、同じような反対の文書が届いていますけれども、何を考えているのかなという感じがしないでもございせん。

そこで、早速質問させていただきたいと思えますけれども、児玉参考人にお聞きしたいと思えます。

今回の改正法で、事実認定手続の適正化が図られることになるわけでございます。児玉参考人の有平さんのケースについて、児玉参考人の本を読ませていただきましたら、有平は二度殺された、一度目は少年たちによって、そして二度目は家裁によって殺された。私も、その悲痛な叫び、そのとおりではないかなという感じがしております。

三名が十四歳ということで逮捕されて、その三名は、一審の家裁で非行なし、不処分というのが決定されて、そして、残りの三名については非行あり、保護処分になったわけですが、抗告審の仙台高裁におきまして、六名に一名を加えた七名について、全員がこの犯行に加わっていたという事実認定がされたわけでございます。これはもう最高裁でも確定しているわけでございます。七名が有平さんの命を奪ったということは裁判所の判決でも確定しているわけですが、しかしながら、一審の家裁の決定を覆すわけにはいかないわけでございます。

今回から裁定合議で、一名の裁判官だけではなくて三名の裁判官になるわけでございます。檢察官の関与の審理が導入されまして、檢察官による抗告受理申立て制度というのができるわけでございます。今のままだったら同じような過ちがまた起こる可能性がありますけれども、今後はこうした過ちが、一〇〇％とは言いませんけれども、かなり防げるのではないかな、その意味ではかなり大きな前進ではないかなというところで考えておりますけれども、これについて、児玉参考人の御意見をお聞かせいただきたいと思います。

〔委員長退席、杉浦委員長代理着席〕
○児玉参考人 大変、私のつたない本をお読みいただきまして、ありがとうございます。

まず、檢察官の出席、今回の改正案の条項に盛り込まれておるわけなんです、檢察官の出席も必要とあればというふうな条項がついておりますので、私はそれに対しては若干の危惧は持っております。家庭裁判所の方で審理を行うに当たりますと、檢察官の関与が必要ないともし認定されましたらそれは関与しないことになり、その辺の運用はどうなるのかということ、今後もしこの改正案が成立になりましたら、その辺を注意して見守っていきなと思っております。

私が先ほど申し上げましたように、凶悪犯の場合には必ず檢察官の出席を認める、それから、裁判官の合議制、ちよつと必ずということではない、この辺は若干の危惧は持っております。ただ、現行の少年法から見ましたら大変な進歩でありまして、私のせがれの件に関する少年審判の時点で、この合議制、檢察官の関与それから抗告権、もし三点のうちいずれかでもその時点で成っておりさえすれば、私どものような無念な思いはせずに済んだ方、私もそういう思いでおりますし、また同様の思いで、無念の感情を秘めたまま審判を見守っていた人たちもなくなるのではないかなというふうに思っております。

○平沢委員 どうもありがとうございます。
同じ質問を土師参考人にもお聞きしたいと思うのですけれども、土師参考人の御著書、これも先ほど申し上げましたように本場に涙ながらに読まないわけにはいかない本でございまして、その本の中に、現行少年法につきまして、「少年が犯した非行が、私たちのような特に深刻な、遺族というような形の被害者というものを、つくりださない場合は、少年の保護を第一に考えることは、非常に大事なことであります。しかし、少年が犯した非行が、そういった深刻な被害者を生み出す場合

は、考える次元が大きく変わって来ると思っています。」「偏った見方をすると、少年犯罪における被害者にとって、少年法は加害者の利益のみを保護する法律であるといえるのではないでしようか。少年に殺されたのだから仕方がない、運が悪かった、で済まされる問題ではない、こういうことが書いてございます。

それから、この本の中で、犯人が少年だというのがわかったとき、大変にショックを受けたというふうなことも書いてありまして、例えば「淳を殺害した犯人は、せめて二十歳以上の人間であって欲しい」と心から願っていました。なぜなら、犯人が子供であれば、罪に相当する罰を受けることがないと分かっていたからでした。」こういうことも書いてございます。また「犯人が十四歳の未成年だったこと、そしてなによりA少年だったことで、なんとも表現しようのない感覚になっていました。怒りと虚しさ——これで犯人が死刑になることはない、いやそれどころか通常の裁判すら受けることがない、と思うとどうしようもなくやりきれない感情がこみ上げてきました。」と、まさに当事者でなければ書けない御発言ではないかなと思います。

そこで、この本は凶悪な犯罪が行われて一年ちよつととときに書かれたと思います。それからまた二年ほどが経過しているわけでございますけれども、このお気持ちに変わりはなくないかどうか、時間が大きく経過したわけでございますけれども、この書かれてあることについてのお気持ちに変わりはないかどうか、その辺もあわせてお聞かせいただけますでしょうか。

○土師参考人 あのときの気持ちというのは、何年たってもまず変わることはあり得ないというふうに思っています。実際、あのときの無念というか、犯人が十四歳、まともな裁判もないし、まともな罰も当然受けられないという、本当に、殺された上に犯人に対する罰もろくにないということ、私たち被害者遺族がそれで納得できるはずはない。そして、この悲しみというものはもう絶対に

一年やそこらでおさるものでもないですし、児玉さんもそうだと思うのですけれども、子供をこういう犯罪で亡くした遺族というのは、まず一生この気持ちからは逃れられないというふうに思っております。

○平沢委員 ありがとうございます。

別な質問を児玉参考人と土師参考人にさせていだきたいと思うのですけれども、相手方の親の責任の問題でございいます。

御著書を読みますと、相手方の親についてもいろいろ思いがあるということが書かれております。児玉参考人には、ことし七月三十一日、米沢で開かれた少年少女の心を探るフォーラムで御発言されておられまして、その中で、横道にそれることになった子供たちに共通しているのは、大変わがままに育っていて、我慢したことがない、あるいは幼児期に父親の影が見えない等御発言されておられるわけでございます。

いずれにしても、小さいころの家庭教育が大変に大事だということは明らかでございます。今回の一部改正案の中に保護者の責任の明確化というのを入れてありまして、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、保護者に対し、訓戒、指導その他適切な措置をとることができる、こうなっているわけでございますけれども、私自身は、これでは全く不十分じゃないかな。親の自覚を促すというところだろーと思っておりますけれども、これだけ凶悪な事件を起こした子供、それについての責任はもつとはつきり親にもとせるとい形にした方がいいんじゃないかなという感じがしています。

例えば、イギリスなんかを見ますと、保護者の自覚を促すために、親としての役割を果たせるように、カウンセリング等の受講を義務づける、こういう例もあるようでございます。日本の今回の規定は余りにも抽象的かつ相手方次第で拘束力がないわけでございます。どのくらい意味があるのかなという感じもしないでもございませぬけれども、この相手方の親に対する思いというところについて、児玉参考人と土師参考人から御

意見をお聞かせいただけませんか。

○児玉参考人 相手の、加害者の少年の親御さんに関してでございますが、私どもの事件に関しましては、現在、民事によって争われておりますので、そこには証人として出廷いたしております。そのとき、出廷いたしました、その親御さんがおっしゃることは、私どもの子供は大変素直でまじめでいい子でありまして、このようなことは犯すわけがないというふうなことをおっしゃっておりますので、その辺からお考えいただけるとありがたいわけなんです。

この親にしてこの子ありということがあります。が、やはり、子供を育てていくときに、その子の生育また性格、その後の生活態度と申しますか、そういうことに一番大きく関与しているのは両親、父親、母親だと思っております。その辺の影響というものは全くもって、例えば三歳までということでは申し上げれば、ほとんど言っているほどではないかと思っております。

ただし、果たして望むように加害者の少年たちが育ったのかということをおもえばかってみますと、またそうではないのではないかなということも考えております。どのような加害者の親も一生懸命子供を育てていると思うのですが、ただ、ボタンのかけ違えみたいなものがあつたのではないかなということを感じております。

そのためには、審判の後の訓告といいますが指導といいますが、また外国の例のように長いフォローが必要だと思っておりますけれども、そういうのは大変必要なことではないかなと思っております。

以上です。

○平沢委員 どうもありがとうございます。

ちょっと一言……。

○土師参考人 私も、特に子供のしつけといいますが、これはほとんど小学校低学年ぐらいまでにきちんとしておかなければいけないんじゃないかなと思っております。そのため、当然親の責任というのには逃れられないというふうに感じております。

す。

ですから、本当にしたいけないこと、殺しというの当然そうだけれども、人の嫌がるようなことはしてはいけな、そういうことをきちんとかえ込むといことがあれば、最後の線は超さなないんじゃないかと思われました。

○平沢委員 時間が来ましたので、では、一言だけ発言して、久保参考人に一言だけコメントをいただきたいと思います。

今回、このお二人の御著書を読ませていただきました。お二人は大変な少年による被害に遭われたのですけれども、それと同じようにマスコミの暴力に遭われたということが書いてあるのです。要するに、加害者の方は少年法で守られている、片や被害者の方は、いろいろとマスコミにどんどん執拗な形で報道され、そして家族のプライバシーまでどんどん出ていく。これはまさにマスコミの、報道の自由の名をかりた暴力じゃないかという感じがいろいろと書いてありまして、そして、土師参考人の場合は、かわいなお子さんの御遺体を一たん自宅に戻したいけれども、マスコミがうろちょろしているから戻せないということも書いてあるのです。これは本当に、まさにマスコミの暴力じゃないですか。

この点について、外国ではマスコミの、被害者の報道規制というのは一部の国であるのですけれども、こういったものについて今後どう考えていったらいいか、時間が来ましたので一言だけコメントをお願いします。

○久保参考人 結論から申しまして、マスコミ、いろいろございませうけれども、何らかの規制というところには、私は反対せざるを得ないと考えております。

私どもで申し上げますと、八〇年代の当初から、人権とかそういうプライバシーについて社内で随分勉強したり、また、やり方も変えてきております。

○平沢委員 時間が来ましたので、終わります。どうもありがとうございます。

○杉浦委員長代理 次に、池坊保子君。

○池坊委員 公明党の池坊保子でございます。四人の参考人の方々からは、大変意義深いお話を胸を熱くしてお伺いいたしました。

私は、少年審判のあり方並びに被害者の人権の主張から、数年前から少年法改正を強く望んでまいりました。

神戸少年事件のとき、私は、少年法六十一條で加害者の顔写真や実名は保護され報道されないのに対し、被害者の顔写真が繰り返しマスコミに載ることに対し、子供を持つ親の一人としていたたまれない気持ちになり、思わず神戸弁護士会、大阪弁護士会に何らかの対処ができないかのお手紙を出しました。また、土師さんは御記憶にないかもしれませんが、私、数回お手紙もいたしました。同じ時代を同じ日本に生きていく者として、何か自分ができることがあればと切ないほど願ったからでございます。

私は、他人の痛みや苦しみを社会全体で分かち合えるような国でありたいと願っております。被害者の側に立って何か発言いたしますと、すぐに感情に流されない議論を言われることが多々ございませぬ。しかしながら、被害者の心情というものが顧みられない社会はどうか間違っていると私は思っておりますし、人権という立場からも、現状は著しくバランスを欠いているとしか私には思えません。

大人たちが痛みを分かち合う気持ちを持つことができたなら、大人をかかみとして育っていく子供たちも、河上先生が触れられているような学校崩壊は起こらないのではないかと思っております。

教育問題は、ただ単に学校だけの問題でなく、このような問題を通して大人の心のあり方の反映ではないかと思うのです。

そういう意味から、今回、少年法改正の中に多少なりとも被害者の立場を考慮した法案を織り込めたことを、私は、少しは政治家としての務めを果たすことができたのではないかと多少安堵する気持ちでございます。

児玉参考人、それから土師参考人にお伺いしたいと存じます。

被害者もまだ幼いならば、当然、その子供たちの兄弟も小学校や中学校に通うような未成年者だと思えます。多感な時期に兄弟が殺されるという大きな傷を受け、また、人生の不条理を身をもって体験しなくてはならない立場に立たされた子供たちの心のケアに対して、余りにも今までおざなりになっていないかと思えます。

また、今、久保参考人がちょっとお触れになりましたけれども、例えば少年法六十一条ではきちんと被害者の顔写真などは保護されており、私は、例えば被害者の兄弟たちが、愛するお兄ちゃんや弟の写真があらゆるところで載ることに對して苦しみなどを感じるのではないかと、それを抑止する手ではないかというふうに考えておりますので、このことに関して、お二方の御意見を伺いたいと存じます。

○児玉参考人 私どもの家族が、事件の後の報道等に関しまして、大変傷ついたということはおもろん申すまでもないことなんです、その中で、大きな事件が起きますと必ずなされることに、事実に基づいた報道であれば、それはいたし方ないと思っております。ただ、事実に基づかない誹謗中傷といえますか、うわさ話がひとり歩きしてしまっていて、それが後になって、VTRで見せていただいた例もあるんですが、例えば街頭で道行く人にインタビューしまして、あいつは生意氣だから殺されても当然だみたいなコメントがありまして、ああ、被害者はそういう人だったのかみたいなことで報道されたわけなんです、実際それは、うちの近所で収録いたしました、後から逮捕される七人の少年のうちの一人であったとか、吟味すべきことが多々あるんじゃないかなと僕は思っています。

また、私の家族は、一人、有平を失いましたけれども、有平を真ん中に兄と妹がおりますが、兄と妹、その子供たち二人は、うちの家庭の内部の

ことはもう包み隠さず新聞等、マスコミ等で報道されているのに、どうして相手の方のことは全然出てこないの、うちだけこう報道されるのということ、大変マスコミ不信とマスコミ嫌いになっておりまして、それは今も続いております。それで、どうしてそう私たちにブライバシーがないんだということを、いまだもって申しておるような次第でございます。

○土師参考人 私の場合、事件のときは、家族、妻、残された長男に新聞とかテレビとかを見せないようにしてしております。私自身、非常にもう当然混乱状況に陥っておりますので、やはりどうしましても残された子供への配慮が行き届かなかったことを一番後悔しております。

そういう状況のときに、本当に精神的なケアをしてもらえるような、本当の専門家ですね、おざなりにやることじゃなくて、そういう精神科であるとかカウンセラーであるとか、そういうきちんとした人がおられたら大分違っているんじゃないかなというふうに考えております。

○池坊委員 日常生活の中で多くの子供たちと接していらっしゃる河上先生にお伺いしたいと思っております。

私は、今まで、余りにも基礎のできていない子供に對して、善悪の区別を初めとして、人間として守るべきことを教えてこなかったことのツケが現在の学級崩壊と言われるような現象を生んできたのではないかと、いうふうに思っております。自分が犯した罪に對する罰が存在することを、本来なら幼いころから認識させるべきではないかというふうに考えております。可塑性に富む加害者の少年の眞の更生を考えるならば、きちんとした事実認定が必要で、きちんと自分の犯した罪と向かい合うことが必要なのではないかと私は思えるのです。それを単に短絡的に厳罰化と一言で処理されることは、むしろ加害少年のこれからの長い人生を考えると、それはマイナスになるのではないかと考えることもございます。

今回、そうした観点から、改正案の中に、被害者が死亡した事件など一定の重大事件の場合には、検察官が審判補助者という立場から関与し、証人尋問等の事実認定手続に関与し得ることは、被害者の立場もさることながら、加害者の少年の更生のためにも私はいいことではないかというふうに考えておりますが、河上先生はいかがお考えでございますでしょうか。

○河上参考人 私も中学生とつき合っている関係で、全く同じように考えます。最近の中学生は、これは非常に困るんですけれども、自分がやったことがそれほどきちんと残っていないという傾向があります。

先ほど、好きなことは何をやっていいと言いました。これは、頭で考えてそういうふうな言い方はできるんですけど、もうちょっと言うのと、そのときのやりたいという欲望というの、多分、衝動で動いてしまうということが非常に多いですから、そうすると、これは学校内という限定された場でしか言えませんが、学校内では何か事件を起こしたときに、その生徒が、自分がやったことをきちんと跡づけることが非常に難しくなっています。そういう点で言うと、今おっしゃられたように、その生徒あるいはその少年が、自分のやったことをきちんと跡づけるという作業が私は非常に重要になってくると思っております。

そういう点で、検察官が関与して事実関係をきちんと確認するということのような作業、これは私は非常に重要だと思っております。

〔杉浦委員長代理退席、委員長着席〕
○池坊委員 この少年法改正の論議の中で、私も与党プロジェクトの一員として参加いたしましたけれども、ほかの方面の方から言われます厳罰化という意見に對して、きちんとした子供たちの更生を考えることが必要なんであって、それは何もしないで罰を重くするということではなくて、自分のしたことの重みを教えるのだ、そういうことなくて更生はないというふうに私は考えております。

○児玉参考人 私ども年齢に関しましては、今回の改正案では十四歳ということですが、私なりの私案がありまして、こういう席があるとも知らずに、私なりの改正案というものをつくりました。実は土師さんに、私は大体このような改正案を考えていますということを以前送ったことがありまして、その時点では十二歳というものを考えておりましたが、その後いろいろ、十二歳の少年が収監された場合の収監先ということになりますと、これは少年刑務所もしくは少年院ということになるんじゃないかと思うんです。そうなりますと義務教育の問題が生じてまいりますので、教育の問題

ております。

そういう意味では、今回の少年法改正の大きな論点の一つに、年齢問題があったと思えます。

言うまでもなく、これまでの少年法では、十六歳未満の少年はどれほど重大な犯罪を犯しても検察官送致の対象とはならず、刑事処分を受けることはございませんでした。今回の改正では、十四歳、十五歳の少年でも検察官送致を可能としたしております。これだけをとって厳罰化と言われることは遺憾だ、むしろ私は、加害少年にも深い深い愛情を持っておりまして、可塑性に富む少年たちが一日も早く更生し、本当の意味で社会のために役立つような大人になってほしいというふうに考えておりますけれども、この年齢問題について、当事者でいらっしゃる土師参考人と児玉参考人の御意見をお伺いしたいと存じます。

○土師参考人 年齢問題に関しましては、全くそのとおりだというふうに思っております。

実際に、どの程度の罪を犯したのかということ、を、どんなに若くても少年というだけで罪そのものが免責されるということではないと思っております。で、やはりきちんと自覚させるということ、十四歳という子供であればもう十分理解できておかしくない年齢だと思っておりますので、私としては年齢的なことに関しましては全くそのとおりだと思っております。

○児玉参考人 私ども年齢に関しましては、今回の改正案では十四歳ということですが、私なりの私案がありまして、こういう席があるとも知らずに、私なりの改正案というものをつくりました。実は土師さんに、私は大体このような改正案を考えていますということを以前送ったことがありまして、その時点では十二歳というものを考えておりましたが、その後いろいろ、十二歳の少年が収監された場合の収監先ということになりますと、これは少年刑務所もしくは少年院ということになるんじゃないかと思うんです。そうなりますと義務教育の問題が生じてまいりますので、教育の問題

その時点では十二歳というものを考えておりましたが、その後いろいろ、十二歳の少年が収監された場合の収監先ということになりますと、これは少年刑務所もしくは少年院ということになるんじゃないかと思うんです。そうなりますと義務教育の問題が生じてまいりますので、教育の問題

題ということに關しますと、年齢で区切るよりも学年齡、中学一年以上とかというような学年齡で区切った方が、教育並びにその更生のプログラムというのを考えるとやりやすいのではないかなというように考えております。

それから、自分の起こしたことの重大さというところは、周囲の反響の大きさとか少年審判におけるいろいろな供述調書とかということによって本人たちには知らしむるはずなんです、それがなかなかまたうまいこと今のシステムではいいないということが言えるのではないかなというふうなことを思っております。

例えば、付き添いの弁護人の言い方をおかりいたしますと、一審の少年審判では不処分、シロになったという少年もうちの事件ではいれば、クロで処分というふうな事になった少年もいるわけなんです、その処分の取り消しを求めまして仙台高裁へ抗告して、却下されたわけなんです。七人の少年とも関与したと認められるというふうなコメントがついてきたわけなんです、その時点でも、一審の家裁よりも高裁、高裁よりも最高裁にいったまた却下されたわけですから、高裁の重み、それから最高裁の判断の重みということをもっともって進行していく中でやはり周囲が教えていくべきじゃないかなということを考えております。それが、付き添いの弁護人の方の申し分では、あのときはだめだった、このときは変なことを言われたというふうな解釈の仕方、また少年たちへの伝え方では、司法のシステムの重みということからもちょっとおかしいのではないかなというように考えております。

○池坊委員 時間が参りました。

最後に、この少年法改正は、二十一世紀を支える少年たちにとって、被害者も加害者も含めて、その子供たちの健全育成の観点から私たちが一生懸命考えましたことを、決して加害者の厳罰化などというのとは私たちの精神がほど遠いことを理解していただきたいと願い、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○長勢委員長 上川陽子君。

○上川委員 21世紀クラブの上川陽子でございます。

参考人の皆様には、それぞれのお立場から大変貴重な御意見を賜り、本当にありがとうございます。とりわけ、被害者の遺族の児玉参考人また土師参考人の、大変心の痛む事件の中での心の葛藤とか、またお子さんの死をむだにしたいくないという思いを少年法の改正というところにぶつけていただいているということで、法務委員の一人として本当に真剣に頑張らせていただきたいなというふうに思わせていただきました。

それで、幾つか御質問をさせていただきますけれども、今、児玉参考人、土師参考人のお答えの中に、今回の少年法の改正はこれまでの少年法を一步進めているものだということで、前向きに評価をされているということでございます。

その中で、とりわけ今回の改正で被害者の知る権利というところについて、権利救済ということについて柱が立てられたということで、その中にも、先回の政府案につけ加えて三点の項目が今回の改正案の中で議論されているわけでありまして、その文言どおりの項目が十分に現場の中にも発揮されれば、被害者のお立場からの知る権利あるいは救済という観点から十分であるというふうにお感じになっていらっしゃるのか。

さらに、先ほど傍聴という話があった中で、もしそれが実現した場合には、児玉参考人のお答えの中には自分としては傍聴しなかったであろうというふうなお話もございましたけれども、土師参考人の場合には、傍聴という権利が出てきた場合にはどのようにお考えになれるのかということにつきまして、お願いを申し上げます。

○土師参考人 少年審判の傍聴という権利についてですけれども、やはりこれは、被害者側遺族にとっては当然認められるべき権利であらうというふうに私は思っております。実際に自分が審判を傍聴するかということに關

しましては、児玉さんと一緒に、私自身、やはり自分の子供が殺されている状況を生々と話される審判に多分出るような精神状態ではないんだろうと思えます。恐らく出ないと思えます。

ただ、それはあくまで私の問題であって、ほかの人は、やはり聞きたいという人はおられると思いますので、その権利はちゃんと保っておいていただけたらというふうに私は思います。

○児玉参考人 希望すれば傍聴を認めるということなんですが、私は先ほど申し上げたとおりでございます。ただ、遺族本人が傍聴できなくともその代理人を認めるという条項であれば、救済事項になるんではないかなと思っております。

それから、審判の過程を知る権利の件でございますが、私、先ほどの意見陳述で申し上げましたとおり、審判の記録の閲覧、コピーを被害者や遺族に認めるといふふうなことはぜひともしていただきたいものだといふふうに考えております。

例えば、私が民事訴訟を起こしましたのは、実は、事件の内容を今まで全然知る由もなかったわけでございますので、それを知りたいという希望が一つありました。しかし、そのときに、訴訟手続を行う前に、証拠申請という形で家庭裁判所にその供述調書並びに取り調べ調書を証拠請求させていただいたわけなんです、従来の少年法であります。ですから、出てくる場合もあれば出てこない場合もあるということに現行の少年法ではなっております。例えば証拠請求しても出てこない場合はどういふ場合かと申しますと、家裁の裁判官が、更生に差しさわりが出ると悪いのでこの証拠書類は出さない、供述書類とか、あと審判の記録は出さないという場合が出てくるわけです。

ですから、出す、出さないという裁量権が認められることになりましたので、今般の少年法の改正案では、閲覧を認める、またコピーを被害者に認めるということでございますが、これは全部オープンで出てくるということになっていきますので、この点に關しましては、私は大変完璧にカバーできているシステムになるんではないかなというように思っております。

○上川委員 知る権利ということにかかわりまして、少年の審判の過程だけではなくて、更生段階の中の加害少年の動き、あるいはその少年が更生を終わった後に社会に復帰した後のところの状況について、被害者のお立場から、知る権利として認めてほしいというか、知りたいというふうなお気持ちというものは強くおありなんでしょうか。その点につきましてお二人の御意見をお願いいたします。

○土師参考人 複雑なところなんですけれども、一つは、本当に更生したのかということも含めて、やはり知りたいという気持ちはあります。ですから、当然、そういうことになれば聞くということになるかと思うのですけれども、ただ、もう一つは、もう忘れたいと言ったらおかしいですが、逆に聞きたくないという気持ちと、本当に相反する気持ちとがやはり交錯するという感じだと思います。

ただ、それ自身も、私はそういう状況ですけれども、ほかの人は希望する方がかなり多いのじゃないかなと思っておりますので、やはりきちんとした権利として認めていただけたらと思います。

○児玉参考人 私も全くもって同じでございます。更生しまして、例えば収容先を出るといふような通知は、僕は出した方がよろしいのじゃないかというふうに思います。なぜかと申しますと、例えば、それまでの経緯を逆恨みいたしまして、被害者の関係者にまた何かあるというふうな可能性がなきにしもあらずということでもあります。そういうこともあわせて考えますと、やはり通知はすべきではないかなというふうなことは思いますが、ただ、その更生のぐあいを、どういふうに更生したかということまでは被害者としては知り及ぶことではないのではないかなというふうなことを私は思っております。判断すべきことはその更生施設の直接更生に携わる方の判断にゆだねるべきではないかなと思っております。

ただ、長い目で、更生した少年の社会生活を見守っていくことというのは、更生施設の方からも大変大事なことでないかなということを考えております。

以上です。

○上川委員 ありがとうございます。

今回の少年法の改正の中に初めて保護者の責任を明確化するという項目が設けられました。私も、親という立場から、年齢はともかくとして、子供がそういう罪を犯した場合には、ともにその罪と向き合って、そして、更生していく過程の中で責任を持っていかなくてはいけないことが本当に子供にとっての一番大事な力になるというふうに感じておりますので、そういう意味から、親の責任を明確化することとは本当に大事なことだなというふうに感じております。

それで、先ほどもちょっと御質問にあったのですが、ただ文言が非常に法律的な用語を並べているというだけにどまっておまして、実際にそのことをどういう形で運用していくかということがむしろ問題ではないかというふうに考えるわけがありますけれども、その点、被害者という立場の中で、保護者に対して、どういうことを実際にやるべきというふうにお考えなのか、再度お聞かせいただきたいと思っております。

○土師参考人 非常に難しい問題ですけれども、先ほども申し上げましたように、子供のしつけといえますか教育は親が一番担っているわけですので、当然親の責任というのは逃げることはできないと思っています。ただ、結果として、子供が重大な犯罪を犯した後に、その親にどうしろというふうになりますと、今さら直しても戻ってきませんので、非常に困るというのが本当のところなのではないでしょうか。

一般的には、犯罪を犯した少年の親の教育をもう一回し直してもらって、子供の教育というのはどういうふうにならぬのかということを感じて、カウンセリングといいますが、教育し直していただきたい、それは非常に切に思います。

○児玉参考人 先ほどから少年の更生に関しましては可塑性があるという言及が再三出ていますので、少年には可塑性があるのですが、大人にはなかなか可塑性がありませんので、これは大変難しいことだと思いますが、訓告とか文書で行った後に、その後うまくいっているのかどうかのフォローアップのシステムみたいなものは何か見出せないものか。例えば、先ほど土師さんがおっしゃいましたようなカウンセリングの問題とかということは、更生が終わった後でも必要なことではないかなということを考えております。

なぜならば、もし再犯を起こした場合に、第二、第三の被害者がまた出るかもしれないということも考えますと、そういう長期的なカウンセリングの導入みたいなことは必要になってくるのではないかなと思います。ただ一片の勧告、忠告ではちょっと、簡単にはそう至らないのではないかなということも考えております。

○上川委員 ありがとうございます。

河上先生にお伺いいたしますけれども、先ほど、中学校の現場の子供たちの様子というものをこの十年間の大きな変化ということで聞かせていただきました。本当にどの中学校でも、あるいは小学校の高学年ですら起きているような状況が見えるわけですか。

それで、先ほどのお話の中に、今ある危機的な状況に対して緊急避難的というか緊急的な措置として、ちょっとお言葉にはなかったのですが、今回の少年法の改正のことについて言及していらっしゃると思うのですが、必要であるというふうな御発言なさったと理解してよろしいかと思うのですが、今、中学校の中で、いつ加害者になるかあるいは被害者になるかわからないというふうな状況が発生しているということを踏まえながら、中学校の現場の先生方、河上先生はまさにそのエキスパートでいらっしゃるわけですから、学校の現場でどういう形でそれを阻止すけれども未然に防ぐための予防的措置というかをおと

なっているのか、具体的な対応につきまして御意見をちょっとお聞かせいただければ幸いです。

○河上参考人 まことに情けない話なんですけれども、現状では、例えば教師の言うことを全く聞かない生徒はかなりふえてきています。教師の言うことを全く聞かないというふうな決めてしまった生徒については何らの教育的な作業もできないというのが現実です。

ですから、先ほど私、社会的な規制力の問題をお話ししましたけれども、多分三十年前かあるいは私が小さいころのことを思い出すと、地域の大人たちが学校を支えるとか家庭を支えるとかということがある。例えば、教師が一人だけで生徒を教育するのではない、あるいは、親が夫婦二人だけで子供を育てるのではないという状況があったと思うのです。そういう支援の力があって初めて学校も成り立っていった、あるいは家庭も成り立っていったことがあると思うのです。しかし、それが崩れてしまった状況ですから、そうすると、先ほど私がお話ししましたように、現在学校の教師がいかにともしがたい事態はもういっばいあるわけですね。

それで、何かあるかというと、私は、率直にないと言いたいです。そういう状況を現在までのところ、この十数年教師は隠してきましたけれども、隠してきましたので、今学校の教師が一番しななければならないことは、現在学校の状況はこんなふうである、子供はこんな状況になっている、私はここまでやって、具体的にこういことをやってきたけれども、現実的にはそれ以上もやれない状況であるというふうなことを、やはり外に向かって発言するということが今一番重要だろうと思っています。それを聞いていただいた例えは国会議員の方も含めて、親御さんも含めて、では一体どうすればいいのかを皆さんに考えていただかないといかないだろう。

ただ、そういう状況を何とかするにはひどく時間がかかると思いますので、先ほど私がちょっと言いましたように、ある種の規制力というのでしようか力というものを、学校に子供を教育する必要があるというふうな判断するのであれば、当面何とか今の混乱状況を抑えるための力を学校に発揮させるべきであらう。

あるいは、家庭の問題がさき出ていましたけれども、率直に申し上げて、中学生になってからどうにかしろと言われても、親としても多分それは非常に難しい状況ではないだろうかと思っております。そうすると、そういう状況に至る前の段階で、社会の側がどうか、あるいは国の側が家庭の子育てをバックアップするようなシステムが同時に考えられないと、やはりちょっと少年法だけでということとはとても難しいだろう。

ですから、少年法改正について私は基本的に賛成はしますが、しかし、それと同時に、小さい子供の段階から親が子供をどう育てていくのかがいのかという問題とか、小学校の段階から子供をどうしつけたら、どういふふうな教育すること大事なのかというところをもう一度やはり同時に議論していただいて、そちらの方も何とかするといふことがないと、やはりとてもこれだけではいかんともしたいというふうな思っています。

○上川委員 ありがとうございます。大変貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

これで終わります。

○長勢委員長 土屋品子君。

○土屋委員 無所属の土屋品子でございます。参考人の皆様には、きょうはお忙しいところ貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。特に児玉様、土師様におかれましては、事件のことで気持ち悪いやられていないとは思いますが、そういう時期でありながら、このように参考人としてお越しいただきまして、本当にありがとうございます。

私は二期目の議員でございます。今回の選挙で、少年法の見直しを一番の柱に選挙戦を戦わせて

ていただきました。そして、特に女性の皆様から大変な支持をいただきました。私が、少年法について、前回の国会では廃案になってしまったので、何とか次回の国会ではぜひ新しい少年法改正を通してという思いを訴えましたところ、多くの女性の方から賛同をいただきました。本当に頑張って改正してくださいという状況で二期目を送り出されたわけでございます。

それで、私としては法務委員会に入りたいというところで、自分の希望どおり法務委員会に入らせていただきます。きょうこうして質問に立たせていただけることをありがたく思っております。先ほどから諸先生たちがいろいろな角度から御質問されておりまして、私のこれから御質問させていただきますのも多少重なると思いますけれども、お許しただきまして、お答えいただければありがたいと思います。

被害者のプライバシーの保護についてお伺いしたいと思っております。

神戸の事件で、マスコミのプライバシーに対する侵害というのは本当に大変な状況だったと思います。これはもう、多分私どもが想像をする以上、想像を絶するような状況であったのではないかと思います。私の聞いているところによりますと、その後、余りにひどい状況であったために、神戸司法記者クラブの要請によって、正確な報道をしようではないかということで、少年事件の非公開の原則に抵触しない範囲で、神戸家裁が提供した情報を一本化して公表することになったと聞いております。これは実際にそうだったのでしょうか。土師参考人にお伺いしたいのです。

○土師参考人 事件発生当初から犯人が逮捕されました。事件が五月の二十四日にありましたので、大体八月いっぱい、九月ごろまでやはり、特に七月ごろまでは、本当に取材攻勢といえますが、非常にひどいもので、もうまともにカーテンもあけられない状況で、本当に前のビルから望遠レンズで撮られているというのがわかる状況があったのです。本当にそういう状況が続いたのですけれども、私の場合は、八月半ばになりまして代理人の井関弁護士にお願いしまして、それから代理人を通しての取材にしてくれということにしましたので、それから、まだぼつぼつと直接私のところに来るところもありますけれども、基本的には皆さん約束を守って、代理人を通しての取材に変わっておりますので、そういう面では報道、マスコミの方もかなり、私のところに関しては気を使ってくれ出したのかなというふうに思っております。

○土屋委員 言にくいところをありがとうございます。私としては、この質問をさせていただいたのは、報道の自由というのはありますが、やはりこういう事件の場合は、被害者に対して直ちに報道をシャットアウトできるような状況をつくるべきであらうということで御質問をさせていただいたわけでございます。そういう形が神戸のこの事件では多少できたかといったものですか、それであれば大変な評価ができるし、これから先そういう事件が起きた場合にも、これに倣って被害者に対する報道のある程度の規制というのを、報道関係者で自粛という形でやっていただければ一番いいのかなと思う気持ちで質問させていただきまして。

○久保参考人 被害者でありますお二人の参考人です。この点について、報道関係でいらっしゃいます久保参考人、ちょっと御意見をいただきたいと思っております。

○河上参考人 当然、子供が変わっているわけですから、親が変わったというふうに考えざるを得ないですね。

○土屋委員 どうもありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

河上参考人にお伺いしたいのですけれども、先ほどから、親の責任の明確化を明記したということなんですけれども、なかなか具体的ににはつきりわからないという話が出ておりました。学校の中で子供が、最近の子供はちょっと十年前の子供と違うということを先ほどおっしゃいましたけれども、親がPTAとかに出ていらっしゃると思うのですけれども、その親も十年前とかかなり違っているのだらうかということについて御質問したいと思っております。

○河上参考人 当然、子供が変わっているわけですから、親が変わったというふうに考えざるを得ないですね。

○土屋委員 どうもありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

河上参考人にお伺いしたいのですけれども、先ほどから、親の責任の明確化を明記したということなんですけれども、なかなか具体的ににはつきりわからないという話が出ておりました。学校の中で子供が、最近の子供はちょっと十年前の子供と違うということを先ほどおっしゃいましたけれども、親がPTAとかに出ていらっしゃると思うのですけれども、その親も十年前とかかなり違っているのだらうかということについて御質問したいと思っております。

私はそれからおくれること二十日後に生まれてまいりまして、ちょうど同じ年なんですが、五十年の沈黙を破って改正になったということだけでも著しい進歩だと僕は思っております。本当に山が動いたというふうに考えております。

その中で、もっとも改正すべき点はあるのではないかなというふうに考えております。なぜならば、少年法というのは、憲法のように国家のあるべき姿を規定したような法律ではありませんので、私、端的に、大ざっぱな言い方をすれば、生活に密着した法律ではないかなと思っております。

ですから、社会が変わった、少年が変わった、中学校も変わった。そういう意味で、少年自体変わっているのであれば、これは時代の変遷に倣って、もっとも変わっていく可能性があるのではないかなと思います。変えるために変えるのではなくて、何ゆえに変えなくてはいいのかわからないことをもって考えるべきだと僕は思います。

私の仕事は幼稚園ですから、少子化という大変深刻な波をこうむっております。その中で、少年というのは、もう圧倒的にパーセンテージが少なくなってきたとあります。私たちの国家の将来というものは、その人たちにいやが応でもゆだねざるを得ないわけですね。その人たちがいかに更生していくかということを考えて、私たちの日本の将来を背負っていただかなくてはいいけないわけです。これはいやが応でもそうならざるを得ないわけですので、その少年たちを、ちょっと道を誤った場合に、どのように更生させていくのかということは、これは本当に国家の大命題だと僕は思っておりますので、時代の変遷につれてそれは変わるべきであるし、常時その件に関しては検討を続けるべきではないかと思っております。

冒頭の意見陳述で申し上げましたように、例えば六十一條に関しまして、今後の継続的な課題としてやっていただければ大変ありがたいと僕は思っておりますし、それから、保護者に対する訓告のようなことも、今後、どういうふうにそれを

生かしていくのかということも恐らく長期的な課題になってくるのではないかと思いますので、その辺も検討していただければ大変幸いに存じます。

○土師参考人 私も児玉さんと一緒に、この今回の改正案をまず成立させていただきたいというふうに思っているんですけども、この改正案は本当に大きな、大きな一歩じゃないかなと非常に思っております。

さっきも児玉さんがおっしゃられていましたけれども、細かいことと言いますと、被害者の立場のこととか六十一條のこと、それも含めて見直していただきたいということはありますけれども、やはり一番大事なのは、子供、少年というのは社会状況が変わることによって変わってくるわけですので、当然それに合わせて、その都度いい方向に改正するということは非常に重要なんじゃないかなというふうに思っております。ですから、今回だけでなく、いろいろと変化に応じて考えていただけたらというふうに思っております。

○土屋委員 時間になりましたので、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○長勢委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。

参考人各位には、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十六分散会